

令和2年第1回千葉市議会定例会会議録（第4号）

令和2年3月9日（月）午前10時開議

○議事日程

- 日程第1 会議録署名人選任の件
 日程第2 市政に関する一般質問

○出席議員

1 番	桜井秀夫君	2 番	青山雅紀君
3 番	伊藤隆広君	4 番	渡辺忍君
5 番	鷲見隆仁君	6 番	秋山陽君
7 番	岩井美春君	8 番	小坂さとみ君
9 番	岡田慎君	10 番	安喰初美君
11 番	伊藤康平君	12 番	森山和博君
13 番	櫻井崇君	14 番	蛭田浩文君
15 番	石川弘君	16 番	阿部智君
17 番	岩崎明子君	18 番	松井佳代子君
19 番	亀井琢磨君	20 番	田畑直子君
21 番	川合隆史君	22 番	椛澤洋平君
23 番	酒井伸二君	24 番	村尾伊佐夫君
25 番	植草毅君	26 番	岩井雅夫君
27 番	秋葉忠雄君	28 番	小松崎文嘉君
29 番	向後保雄君	30 番	川村博章君
31 番	宇留間又衛門君	32 番	麻生紀雄君
33 番	段木和彦君	34 番	白鳥誠君
35 番	盛田眞弓君	36 番	中村公江君
37 番	近藤千鶴子君	38 番	川岸俊洋君
39 番	小川智之君	40 番	中島賢治君
41 番	三須和夫君	42 番	石井茂隆君
43 番	森茂樹君	44 番	茂手木直忠君
45 番	米持克彦君	46 番	石橋毅君
47 番	橋本登君	48 番	三瓶輝枝君
49 番	福永洋君	50 番	野本信正君

○説明員

市長 熊谷俊人君 副市長 鈴木達也君
 副市長 服部卓也君 総務局長 山田啓志君

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

総合政策局長	川 口 真友美 君	財 政 局 長	小 池 浩 和 君
市 民 局 長	曾我辺 穰 君	保健福祉局長	山 元 隆 司 君
こども未来局長	峯 村 政 道 君	環 境 局 長	米 満 実 君
経済農政局長	加 瀬 秀 行 君	都 市 局 長	佐久間 正 敏 君
建 設 局 長	佐 藤 寿 之 君	消 防 局 長	兼 卷 重 義 君
保健福祉局次長	山 口 淳 一 君	都 市 局 次 長	松 本 真 吾 君
建設局次長 兼水道局長	出 山 利 明 君	病 院 局 次 長	初 芝 勤 君
市長公室長	折 原 亮 君	総 務 部 長	大 野 和 広 君
教 育 長	磯 野 和 美 君	教 育 次 長	神 崎 広 史 君
農業委員会 事務局長	松 浦 良 恵 君	代表監査委員	大 木 正 人 君

○議会事務局

事務局 長	鎌 田 栄 君	次 長	湊 信 幸 君
議 事 課 長	松 本 伸 一 君	議事課長補佐	中 嶋 健 君
議 事 班 主 査	木 下 哲 央 君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

1 清掃事業について

(1) 廃棄物空気輸送システムについて

2 病院事業について

} 橋 本 登 君

1 安全・安心なまちづくりについて

(1) 森林の伐採に係る届出書について

(2) 金属スクラップヤードについて

2 災害に強いまちづくりについて

(1) 仮設給水栓スタンドパイプの活用について

(2) 民間企業との災害時応援協定について

(3) 防犯街灯被害への対応について

} 青 山 雅 紀 君

1 急傾斜地について

2 駅前駐輪場について

3 花見川区の諸問題について

(1) 幕張町弁天町線について

(2) J R 総武快速停車駅について

} 石 川 弘 君

1 保育について

2 公立・公的病院について

3 稲毛駅周辺の点字ブロックについて

} 安 喰 初 美 君

-
- | | | | |
|---|-----------------|---|-----------|
| 1 | 学校適正配置について | } | 盛 田 眞 弓 君 |
| 2 | 公共施設のバリアフリーについて | | |
| 3 | ごみ問題について | | |

-
- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
| 1 | 福祉行政について | } | 岩 井 美 春 君 |
| 2 | 市立病院について | | |

-
- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
| 1 | 農福連携について | } | 小 坂 さとみ 君 |
|---|----------|---|-----------|
-

午 前 10 時 0 分 開 議

○議長（岩井雅夫君） これより会議を開きます。

出席議員は49名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（岩井雅夫君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。9番・岡田慎議員、10番・安喰初美議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 市政に関する一般質問

○議長（岩井雅夫君） 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告に従いお願いいたします。47番・橋本登議員。

[47番・橋本 登君 登壇、拍手]

○47番（橋本 登君） おはようございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、清掃事業についてと、それから病院事業について。

清掃事業についてはですね、昨年9月、幕張ベイタウン空気輸送システムがストップしました。もう半年になります。住民の皆さん方は非常にストレスがたまっている感じですけども、この空気輸送管は地下5メートルに埋められているそうです。それで千葉市が今、コンサルにお願いして、いろいろ試行錯誤をしているわけですけども、本格的復旧工事の完了は令和4年5月を目指しているというんですよね。2年。去年の9月からいろいろ指折り数えますと2年8カ月、いやあ、これね、車でも1年も放ったらかしにすればね、エンジンがかからなくなってしまうよね。2年8カ月。コンピューターで作動するこの空気輸送システムがそのまま動かないと、これ、もう完全に作動しませんよね。機能不全に陥っちゃいます。

そこで、まず1番目、輸送管にあいた穴の場所、大きさ、原因及び穴の発見時期、この輸送管というのは、地下、時速100キロで、フライパンとかダンベルが走っているんですよ。だからね、その内壁がもう痛むのは当たり前。

まず1問目、今言いましたね。それから2問目、私のこれまでの経験から、四十何年間の経験から、この埋設管については、地下深くに埋設され、管の埋設工事は緊急的応急修繕工事と、それから、地下深くまで地面を掘って埋設管そのものを敷設がえする本格的復旧工事、この本格的復旧工事というのは、令和4年の5月までかかるということなんだよね。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

まず手始めに、地面を掘らないで緊急的応急修繕工事に着手するよう、ぜひとも千葉市長と清掃局、市の方々にお願いしたいと思います。

そこで、管の内部、この故障箇所を発見するにはマイクロスコープカメラ等を使って修繕を行うわけですが、輸送管にあいた穴を塞ぐ緊急的修繕に必要な金額と完了時期、並びに完了後のシステム全体の運用方法についてお尋ねします。

次に、地面を掘っての本格復旧工事は、令和4年5月完了を目的とすると発表されておりますが、本格復旧工事計画策定から着工、完了、供用開始までのスケジュールについてお伺いします。

次に、廃棄物空気輸送システムについての復旧に要する費用は誰が負担するのか、お尋ねします。

次に、このシステムの供用開始及び県から移管された時期についてお伺いします。

次に、空気輸送システムで回収した場合とごみ収集車で回収した場合、それぞれの収集運搬単価についてお伺いします。

次に、本市とマンション街区の管理区分の境界について。このシステムの境界、輸送管の境界が非常に定かではない。

次に、分譲マンションの人たちが重要事項説明書における管理区分及び費用負担に係る記載内容について余り理解していない。

次に、管理区分を明確に理解するために、街区ごとにマンション所有者へ説明するべきではなかったかと。これ、やってほしいんだよね。今まで千葉市はやっていない。

本体輸送管の維持管理に係る本市の考え方、本体というのは、この輸送管は引き込み管、まあ枝管ですよ。引き込み管とみんなが共有する輸送管というのがあるんですよ。この本体輸送管と枝管の、その分かれ目というのは、非常に重要なんです。これから、これは問題になると思うんですね。このシステムを導入した他都市の稼働状況についてお伺いします。

この清掃事業について、幕張ベイタウン廃棄物空気輸送システムの件は以上。

2番目は病院事業。これはすごいですね。幕張新都心に将来的には450床ぐらいの総合病院を建てると。オープン開始は2025年、これはあれじゃないですか。2025年って聞いたことがありますよね。地域包括ケアシステムの構築の完成を目指す。厚生省が発表しているんですけども、この年に病院をオープンする。この新病院は、非常に地域包括ケアシステムの構築の要なんです。総合病院として。

それで、今までは……時間あるね、まだね。今までは、やっぱり、市はいろんなことがあって、このすみ分けという言葉を使っていた。すみ分け。医療資源の集中的活用だと。まあ、役人が考える言葉だよ。そこで、整形外科なんかは、まあ、何年前かすっかりわからないけれども、6年ぐらい前、7年ぐらい前、総売り上げの収益の10%以上の整形外科をポチャンと青葉病院に移しちゃった。もちろん整形外科を移せば、リハビリ科も行っちゃうわけですね。

で、この心臓血管外科も4年ぐらい前ですかね。もう医療過誤でもって、診療科目、診療が一時停止になっちゃった。ところが、ところがですよ、今、夢と希望が湧いてきた。病院事業について、海浜病院における心臓血管外科と整形外科の診療体制の取り組みについてお伺いしたい。いやあ、これは素晴らしいことだよ。私もそんなに、人生、後はないですけども、これは素晴らしいこと。

次に、新病院の整備に向けた取り組みについて。

以上で第1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。環境局長。

○環境局長（米満 実君） 廃棄物空気輸送システムについてお答えします。

まず、輸送管にあいた穴の場所、大きさ、原因、発見時期についてですが、穴があいた輸送管の場所は、全てのごみが通過する幕張クリーンセンター直近であり、穴の大きさは6ミリメートル程度です。発生した場所が管の曲がり部分であることから、原因につきましては、長年の使用により生じた摩耗によるものと考えております。

また、昨年9月2日のシステム停止当日に管内のカメラ調査を行いました。ごみや地下水がたまっており、穴あき箇所の特定はできなかつたため、2日後の9月4日、バキュームカーを使って管内の排出作業を行った後、再度カメラ調査を実施し、穴のあいた場所を確認いたしました。

次に、輸送管にあいた穴を塞ぐ緊急的な修繕に必要な金額と完了時期並びに完了後のシステム全体の運用方法についてですが、本修繕は破損した管への地下水の流入をとめること、及び本復旧後にシステムが支障なく稼働できるよう本復旧までの間の試運転を行うことを目的に実施するものであり、契約金額は385万円、完了時期は今月末を予定しております。

また、今回の工法は、一般的に下水道管の補修を目的に行われるEPR工法と呼ばれるもので、ガラス繊維や不織布などの補強剤と樹脂を管の内側に密着させ、部分補修を行うものでございます。

この工法は、本来、下水など流体を対象としたものであり、個体であるごみが空気の流れにより時速100キロメートル程度の早さで流れていくことは想定されておらず、耐久性につきましては不明でございます。こうしたことから、試運転のための修繕であり、恒常的に本システムを再稼働させることは考えておりません。

次に、復旧工事計画策定から着工、完了、供用開始までのスケジュールについてですが、今回の破損箇所は共同溝外の直に埋設した部分であり、道路直下の地下5メートルと深いことに加え、当該地区は埋立地の軟弱地盤で地下水位も高いことから、現在、基本設計を行い工法の検討をしており、今月末には最適な工法が決定する予定でございます。

来年度早々には実施設計業務委託を発注し、秋ごろには詳細な工期や工事費などが決まる予定であり、その後速やかな予算措置に努め、工事に着手していきたいと考えております。なお、現時点では詳細な工期が未定ではありますが、供用開始は令和4年5月を見込んでおります。

次に、復旧に要する費用は誰が負担するのかについてですが、平成26年3月に交わした県企業庁と本市との協定において、廃棄物空気輸送システムに係る費用負担が定められており、本市は、打瀬地区を除いた市全体の収集運搬費から求めた単価に同システムによるごみ排出量に乗じた額を負担することとされております。

これ以外につきましては、県が一切の費用を負担すると定められておりますので、復旧に要する費用は全額県の負担となります。

次に、このシステムの供用開始及び県から移管された時期についてですが、本システムは県企業庁が平成3年に商業地区で、平成7年からは住宅地区で供用を開始し、その後、県企業庁の組織改編に伴い、平成28年4月に本市に移管されております。

次に、空気輸送システムで回収した場合とごみ収集車で回収した場合、それぞれの収集運搬単価についてですが、廃棄物空気輸送システムで回収した場合のごみ量1トン当たりの収集運

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

搬単価につきましては、平成28年度が4万4,000円、29年度が4万8,000円、昨年度は計画的修繕が行われ、年間の維持管理費用が増額したことから6万8,000円となっております。

一方、本市の他地区における収集運搬単価は、平成28年度から3カ年平均でごみ量1トン当たり約1万2,000円となっております。

次に、本市とマンション街区の管理区分の境界についてですが、本市が管理する公道とマンション街区の敷地との境界となります。

次に、重要事項説明書における管理区分及び費用負担に係る記載内容についてですが、あるマンション街区の記載内容によると、管理区分は街区敷地内の廃棄物投入口等の施設及び当該投入口から地役権が設定されている範囲までの街区敷地内に敷設されている引き込み管等はマンション街区の供用部分となっております。

また、費用負担につきましては、街区敷地内の投入口及び引き込み管等の施設の施工後、竣工後2年間のアフターケア期間は事業主が負担し、それ以降に発生した保守費用等は区分所有者全員の負担となっております。

次に、管理区分を明確に理解するために、街区ごとにマンション所有者へ説明すべきではないかについてですが、県から移管される直前の平成28年3月にマンション管理組合理事長向けの全体説明会を開催し、本市と街区側の管理区分についてはお知らせしているところでございます。

しかしながら、前回の説明会から時間が経過していることから、今後、住民へ工事等を説明する場を利用し、再度、管理区分について説明していきたいと考えており、街区ごとに説明会を開催することにつきましては、御要望の状況に応じ検討してまいります。

次に、輸送管の維持管理に係る本市の考え方についてですが、本市が管理する輸送管の長さが4キロメートル以上あることから、まずは来年度から3カ年の計画で輸送管の厚さを調査し、経年劣化の状況に応じ具体的な対応策を検討してまいります。

最後に、このシステムを導入した他都市の稼働状況についてですが、廃棄物空気輸送システムは、本市を含め全国12施設で導入されております。

そのうち現在稼働している施設は、新潟県長岡市、兵庫県芦屋市、東京都江東区、千葉県富里市及び本市の5カ所であり、札幌市、茨城県つくば市、東京都多摩市、横浜市などの6施設は既に廃止され、大阪市は停止中となっております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 病院事業についてお答えいたします。

まず、海浜病院における心臓血管外科と整形外科の診療体制の取組状況についてですが、心臓血管外科診療につきましては、平成27年度から心臓血管外科手術を行っておりませんでした。が、新生児から成人までの先天性心疾患を中心とした心臓血管外科診療の来年度中の再開に向け、専門医として心臓血管外科医、循環器内科医、小児科医を採用し、慎重に準備を進めてまいります。

また、整形外科診療につきましては、現在は医師1人体制ですが、地域の高齢者に必要な医療の充実を図るため、引き続き医師の確保などの検討を進めてまいります。

最後に、新病院の整備に向けた取り組みについてですが、新病院では、胎児から高齢者まで切れ目のない医療を提供する病院として、周産期・小児医療、成人先天性心疾患などの移行期

医療の充実を引き続き図っていくほか、地域の高齢者に必要ながん、循環器疾患、脳神経疾患、整形外科疾患などについても強化を図ることで総合的な医療の提供を目指し、高齢になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

○議長（岩井雅夫君） 橋本登議員。

○47番（橋本 登君） 2回目の質問をさせていただきます。

それでは、一つだけ。これは要望ですけれども、先ほどですね、試運転のための修繕であり、恒常的本システムを再稼働させることは考えておりませんと。試運転のための試運転を私は4月1日からやってもらいたいと思っているんですけど、その時期はいつごろになるか、答弁、お願いしたいと思います。

次に、病院事業についてお伺いします。

今議会で、保健消防委員会が開かれた。寺井院長は、聞くところによると、この病院事業管理者になっていただくと。私は、委員会ではいろんな意見が出ましたけれども、寺井院長さんに向けて、俺しかこの病院を再生、そして先進医療をどんどん取り入れていって発展させることはできないんだという考え方で、ぜひとも市長から委託を受けたからにはやってもらいたいという話をしました。これから、もう、やっぱり衣食住、地域の医療を守る一番の要、寺井院長がこういうこともおっしゃいました。もう、ミーティングを海浜病院の中でやると、いろんな職種の方が集まってきて、目がらんらんと輝いているというんですよ。熱気が伝わってくるというんですよ。今まで海浜病院でそういう話は聞いたことがないですよ。すごいですね。これも、熊谷市長の決断のたまものではないかと思います。

それでね、いいですか。ちょっと話は戻りますけども、本来ならば、幕張ベイタウンの廃棄物空気輸送システムというのは、これは、市は幹部の方、いろんな幹部の方に、当時の幹部の方に伺っても、いろんな議論があったんですよ。それで最後に、ブログで、2013年12月5日に市長はこういうことを言っているんです。千葉市にとって当然の結果であります、県企業庁側の精力的な折衝努力もありと。

私は、これはもう、何度も何度も県の企業庁から頼まれたと解釈、理解しているんです。そして、期日が迫っていると。県の企業庁は、早期に結論を出してください、出してください。もう彼は、熊谷市長はしようがなしに、いろんな意見もあったけど、引き受けたのではないかと。その前にこういうことを言っているんですよ。まだ時間あるね。企業庁が平成27年に解散することに伴い、この空気輸送システムを誰が引き継ぐのか、費用負担をどうするのが以前から懸案となっていましたと。幕張新都心のインフラ関係、道路、下水道、市は管理するのは理由がありますので、一つ一つ協議の上で順次千葉市が引き取っていますが、この空気輸送システムについては、他地域にはない仕組みでありというのは、美浜区以外のところにはないと。幕張ベイタウン以外にはないということを言っているんだね、これ。

公平性の観点からも、このシステムを維持運用するためには、市税の投入をすることはできないとの立場を貫いてきたというんです。貫いてきたんだよね。

ところが、住民からもう頼みに頼まれて、途中、住民負担という話も出たのですが、空気輸送システムがあることによって、住宅価値が上がり、それが地代に反映されているはずで、住民は常に地代という形でコストを負担している。地代で利益を上げた企業庁、もうよくないね、企業庁はね。おいしいところだけ全部吸っちゃって、あとは千葉市にやらせるという、これは上級団体だよ。そのやり方なんだね。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

地代で利益を上げた企業庁、後継組織を抱える県が負担すべきだという意見も……。この問題を含めた企業庁と市の全体協議の結果、空気輸送システムについては、千葉市が引き継いで管理運用を行います。システムが更新や廃止の際の費用は県が負担することに。一方で、千葉市はベイトウンから排出されるごみ量に応じた収集運搬費用に相当する額。非常に難しいんだよね、この言葉が。負担することで今年度中に基本的合意をすることになりました。

来年2月というのは2014年2月、家庭ごみ手数料徴収制度スタート後、ベイトウン住民が正しく指定袋を使用していただくことが今後の課題となります。（いつでも投入可能でチェックが困難）と。そのとおりなんです。分別収集。今千葉市がやっている。まあ、この市長のブログを読ませていただいて、私の質問を終わりにさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満実君） 修繕後の試運転につきましては、開始時期ですとか頻度につきましては、現在検討中でございます。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 橋本登議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。2番・青山雅紀議員。

〔2番・青山雅紀君 登壇、拍手〕

○2番（青山雅紀君） 皆さん、おはようございます。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、安全・安心なまちづくりにつきまして、森林の伐採に係る届け出書についてお伺いいたします。

森林は、木材等の林産物の供給や水源の涵養、地球温暖化の防止、さらには生活環境や生物多様性の保全など、さまざまな役割を果たす市民にとって貴重な財産であります。

そのような中、近年では、放置された森林も増加傾向にありますことから、その保全と管理が大きな課題となってきました。

こちらは、先般より議会にて取り上げられています高根グリーンタウン、高根団地両自治会を上空から見た写真であります。

①番のK社を初め、現在では約8割の森林が伐採されていますが、もともとは、このように、森林が多かったのがよくわかります。そこで、このような森林の伐採につきましては、その目的とされる行為により、さまざま懸念されることも多いことから、今回取り上げさせていただきました。なお、質問に取り上げます対象となります土地は、全て市街化調整区域における事案とさせていただきます。

それでは、お伺いします。

一つに、市街化調整区域内の土地を購入し、その土地を森林以外の用途を目的として樹木を伐採したい場合、どのような書類の提出が必要なのか、その手順について。

二つに、市街化調整区域の中にある農地をそれ以外の用途に転用する場合の手順について。

以上、2点お聞かせください。

次に、金属スクラップヤードについてお伺いします。

昨年、第4回定例会において、若葉区の17地区連絡協議会の全自治会長より提出された金属スクラップ業者を適正に指導管理し、環境保持と地域住民の安全・安心な生活が継続できるよ

う実行力のある規制を実施することを求める金属スクラップの適正管理に関する請願が全会一致で採択送付と議決されたことは、皆様も御存じのことと思いますが、その後も、さまざまな問題が引き続き起こっていることから、市民は不安な思いを日々抱いているところであります。

金属スクラップヤードにおけるさまざまな問題と課題につきましては、過去より先輩議員の皆様が取り上げてこられ、先般の代表質疑の答弁においては、条例化に向けた方針が示されたところでありますが、今回、私からは、特に検討していただきたい、市民からの意見、要望を取りまとめて質問させていただきます。

さて、千葉県には、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例があります。この条例制定は、千葉県は、約500カ所の特定自動車部品を扱うヤードが存在し、その一部のヤードが国際犯罪組織による盗難自動車の解体や不正輸出の作業場となっていることに起因すると言われております。

県民の生活環境に悪影響を及ぼしたり、平穏な生活を脅かしたりするヤードに対する適正化を図るため、条例の違反者に対して罰則を設けた全国初の条例として、平成27年4月に施行されたと同っております。

また、県のホームページには、一部のヤードが不法滞在外国人の稼働や集まり場所、また薬物の使用や隠匿場所として使用され、犯罪の温床となっている実態が治安上の脅威となっている旨が掲載されております。

千葉県警では、ヤードの実態解明と不法ヤードに対し各種法令を適用した検挙、解体を徹底する等、総合対策として不法ヤード化の防止に取り組んでいると同っております。

市民の皆さんからは、金属スクラップヤードについても、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例の対象に含まれるのではとの問い合わせを多くいただくのですが、千葉県の条例で対象となっているヤードは、あくまでも盗難自動車を解体して不正な輸出をしたり、不法滞在により外国人のたまり場になる等の犯罪の温床になる場合があることから設置された条例であり、自動車の盗難犯罪などにつながる行為ではない有価物の取り扱いとされている金属スクラップヤードは別の業種であり、条例の対象には含まれず、騒音や異臭などの問題は多々ありますが、この千葉県の条例では警察が取り締まる法規制の対象にも該当していません。

また、金属スクラップヤードにおける違法行為とはどのような行為を指すのか、都市局建築指導課へ確認したところ、市内74カ所あるヤードのうち、ほぼ全てのヤードが都市計画法第43条による市街化調整区域内における無許可の違法建築物の建設が違法行為に当たるとのことでありました。

そこで、初めにお伺いします。

市議会からの要望や自治会からの請願を踏まえ、金属スクラップヤードにおける違法行為について、本市はどのように対応しているのか、お聞かせください。

こちらは、先ほども紹介しました高根グリーンタウン、高根団地地域の上空写真ですが、両自治会内には、既に御存じのとおり、数多くの金属スクラップヤードが立地しています。①番のK社は、自治会の境界に隣接しているのがよく見てとれます。

このように、森林や山林を伐採してヤードが完成していくわけですが、この黒い線で囲っているのが高根地区に立地されている現在における複数のヤードが集中している範囲であり、大変大きな規模となっていることが確認できます。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

地図②番のN社は、昨年7月に火災があったヤードであります。このような金属スクラップヤードから出火すると、消防隊による懸命な消火活動にもかかわらず、鎮火まで長時間に及ぶ場合が多く、そのことがヤード火災の特徴となっています。

私は、平成30年第3回定例会にて、更科町で発生した火災について触れ、金属スクラップヤードにおける火災未然防止対策として、有害使用済み機器の保管等をする事業所への指導について取り上げ、違反が認められた場合には、廃棄物処理法に基づき改善指導を行うとの答弁をいただきましたが、万一火災が発生した場合には、事業者に対し、いち早く消火体制をとらせることが重要であり、金属スクラップヤードへの有効な防火対策を図ることは最大の急務であります。

そこで、一つに、過去3年間の金属スクラップヤード火災の発生件数とその主な出火原因について。

二つに、金属スクラップヤード火災の消火活動上の負担について。

三つに、金属スクラップヤードの防火対策及び今後の指導についてお伺いします。

次に、環境問題についてであります。金属スクラップヤードで働く従業員などの宿舍らしき建物が敷地内に設置されていることがあり、地元と相談なく自治会が管理するごみステーションに宿舍や事務所などから排出されるごみを捨てたり、民地への不法投棄や野焼きなどの違法行為をしているケースもあると聞いております。また、異臭、騒音などによる苦情も相次いでいることから、対策が必要と考えます。

そこで、近隣ごみステーションやその周辺民地への不法投棄を防止するための対応についてお伺いします。

次に、災害に強いまちづくりのうち、仮設給水栓スタンドパイプの活用についてお伺いします。

近年、日本における自然災害は様相が大きく変容してきていることから、気候変動の影響を踏まえたより強靱な防災・減災対策が求められています。

国では、2020年度が防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策の最終年度になることから、インフラの老朽化対策も含めた2021年以降の予算確保が求められているところであり、さらに、SDGsとパリ協定の目標達成期限がともに30年であることから、これからの10年間における取り組みはまさに我々人類にとりましても、重要な分岐点になると言われています。

本市では、令和元年に発生した台風による甚大な被害体験を教訓とした災害に強いモデル都市の実現に向け、電力、通信、土砂災害、冠水等、災害時における安全確保及び民間企業等との連携拡大など、5つの柱に基づいた千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージを策定されたところであり、次なる災害に備えるための新たな本市の取り組みを高く評価するところであります。

そこで、今回、私はその政策パッケージにおいても検討されています災害発生時における飲料水の確保策として、仮設給水栓スタンドパイプについて取り上げさせていただきました。

スタンドパイプにつきましては、平成27年第4回定例会にて取り上げまして以降、初期消火資機材として自主防災組織等が購入する際の資機材補助の対象に加えられ、消防、防災訓練等でのさまざまな活用等を通し幅広く周知されています。また、大規模災害が発生した場合、行政による応急給水にも限界があることが想定されるため、住民みずからの手で水道水の確保ができるよう、仮設給水栓としての活用も提案させていただきました。

本市では、平成29年度より、このスタンドパイプは、毎年26基ずつ各区役所に配備を進めていただき、令和2年度は27基が追加され、合計で105基が整備されると伺っております。

そこでお伺いします。

一つに、災害時の給水対策の中で仮設給水栓の役割をどのように考えておられるのか、本市の見解について。

二つに、仮設給水栓はどこに設置するのか、また、その手順について。

三つに、仮設給水栓に関する教育や訓練についてお答えください。

次に、民間企業との災害時応援協定についてお伺いします。

災害発生時における初期段階におきまして、飲料水を確保することについては、先ほど取り上げました仮設給水栓の設置を初め、その対策は非常に重要であります。

また、被災時は、本庁舎には災害対策本部が設置され、被災した市民を支援する総合防災拠点となりますが、被害が甚大な場合は、帰宅困難者を含め、本庁舎や市内公共施設にはさまざまな方々が避難されてくることも想定されることから、私は、このような公共施設に設置している飲料自動販売機を災害時における飲料水確保の一つとして有効活用できないかと考えています。

そうした中、災害時において、スイッチを切りかえ、人がボタンを押すだけで飲料を無料で提供できる機能を有している災害対応型自動販売機もあると伺いました。また、東日本大震災では、缶やペットボトルの飲料は、各地で商品不足が発生したことにより、災害対応型自動販売機に飲料を補充することがかなわず、その能力を満足に果たすことができなかったことを教訓に、近年では、災害対応型自動販売機の稼働を停止させることなく、被害者に飲料を無料で提供できるようにと、飲料メーカーとの災害支援協定を締結する自治体がふえてきているとのことであります。

そこで、今回提案させていただきたいのがカップ式の災害対応型自動販売機の導入と、あわせて災害支援協定の締結であります。

災害時における紙カップ式自動販売機の有効性につきましては、通常、電気と水道さえ確保されれば、氷入りの冷たい飲み物やコーヒーなどの温かい飲み物を提供できるだけでなく、たとえ自動販売機内の粉末パウダーが品切れしたとしても、水やお湯の提供は継続して可能であり、薬の服用水や粉ミルク用のお湯としても利用が可能であることから、その有効性は高いものと思われまます。

また、備蓄スペースについても、例えばペットボトル1,000本分の体積と重さはかなりのものになりますが、それに対して紙カップ式の場合は、原材料が粉末のため軽くてコンパクトであり、わずか10キロの原材料でペットボトル1,000本分に相当するとのことであります。

さらに、紙コップは、哺乳瓶のないときでも飲み口を変形できるため、衛生的に簡単に粉ミルクをお子さんに飲ませてあげることが可能であります。

また、東日本人震災の際、災害支援協定を締結していた宮城県では、6カ所の避難所に配備されていたカップ式自動販売機8台により、127日間にわたり、合計で35万杯分の温かい飲料を提供した実績があり、避難所に身を寄せた人々からは、飲料の支援物資は各方面から届くけれども、ほとんどがペットボトルで冷たいもの、寒いときに温かい飲料はとてありがたかったという喜びの聲が寄せられたとお聞きしております。

そこでお伺いします。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

一つに、本庁舎にある自動販売機は何台あるのか、お伺いします。

二つに、本庁舎に設置されている自動販売機の中には、災害時に飲料だけでなく水やお湯等も無料で提供できる災害対応型の自動販売機は設置されていますか。

三つに、本庁舎にある自動販売機は、災害支援協定を締結しているのでしょうか。

以上、3点お伺いします。

次に、防犯街灯について、昨年年第3回定例会での一般質問において町内会に属さない区域への設置について取り上げさせていただき、本年4月から地区町内自治会連絡協議会を補助対象にするための見直し作業を現在進められているとお聞きしております。当局の迅速な対応に感謝申し上げます。

そこで、今回は、この問題とは別に、防犯街灯補助事業に関する地域からの声と災害対応についてお伺いします。

まず、防犯街灯補助事業に関してですが、防犯街灯については、平成29年度にLED化を図った際にリース契約となっており、リース対象については修繕等のメンテナンスも含まれているとお聞きしておりますが、地域住民から、どの部分がリース対象なのかわかりにくいとの声をいただいております。また、災害への対応についてであります。昨年、千葉県を中心に大きな被害をもたらした台風15号や19号などを原因として、防犯街灯も柱が曲がったり倒れたりという被害があったということで、その補修への対応について地域住民から相談を受けております。

そこでお伺いします。

一つに、防犯街灯に関し、どの部分がリース対象で、防犯街灯の柱はその中に含まれているのか。

二つに、昨年の台風被害を原因とした防犯街灯の柱の被害とその対応について。

2点お聞かせください。

以上で1回目の質問を終了いたします。御答弁よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 森林の伐採に係る届け出書についてのうち、所管についてお答えします。

市街化調整区域内の土地を購入し、森林以外の用途を目的として樹木を伐採したい場合、どのような書類の提出が必要なのか、その手順についてですが、地域森林計画の対象となっている民有林の伐採を行う場合は、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届け出、いわゆる伐採届を提出することが義務づけられています。

なお、伐採する面積によって必要な手続は異なり、0.3ヘクタール未満の場合は本市に伐採届の提出が、0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下の場合は、千葉県に小規模林地開発行為の届け出及び本市に伐採届の提出が、1ヘクタール超の場合は、県に林地開発行為の許可申請が必要となります。

伐採届に必要な添付書類は、位置図、求積図、公図の写し、計画平面図の4点となります。以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松浦良恵君） 森林の伐採に係る届け出書についてのうち、所管についてお答えいたします。

市街化調整区域の中にある農地をそれ以外の用途に転用する場合の手順についてですが、本市において、2ヘクタール以下の市街化調整区域内の農地を転用する場合は、農業委員会の許可が必要となります。許可に当たっては、まず農地の集団性や周辺の市街化の状況などから、許可可能な農地であるかを判断する立地基準、また、転用して行う事業の現実性や事業者の資力などを判断する一般基準に適合しているかを確認した上で、現地調査を実施いたします。その結果、許可要件を満たしているものについて、農業委員会総会において審議し、許可の決定を行うことで、農地の転用が可能となります。

なお、2ヘクタールを超える転用の場合は、千葉県知事の許可が必要となります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 金属スクラップヤードについてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、市議会からの要望や自治会からの請願を踏まえ、違法行為について本市はどのように対応しているのかについてですが、これまで各局において所管法令等に基づき個別に対応してきた体制を改め、昨年10月からは、環境局、都市局、消防局3局での合同立入調査を開始し、特に問題と思われる事業所については、法令遵守状況を確認し、必要に応じて是正指導を実施しております。

また、11月には、3局で再生資源物堆積場対策会議を立ち上げ、これまでに23件のヤードに合同立入調査等を行っているところであり、さらに本年2月からは、他の関係部局も交え、再生資源物堆積場に対する指導マニュアルの策定、立入頻度の増加や関係団体への協力要請などについて指導強化に向けた検討を進めているところでございます。

最後に、近隣ごみステーションや周辺民地への不法投棄を防止するための本市の対応についてですが、ごみステーションへの不法投棄の抑止を目的として、監視カメラの設置を希望する町内自治会などへ貸し出しをする事業や職員及び民間警備会社の監視パトロールにより、民地を含め不法投棄や野焼きなどの不適正処理の早期発見、早期解決に努めているところでございます。

なお、金属スクラップヤードの宿舎や事務所などから排出される事業活動に伴うごみが地元自治会が管理するごみステーションなどへ不適正に排出されている場合には、行為者を特定し、許可業者と契約させるなど、廃棄物の適正処理について指導しております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 消防局長。

○消防局長（兼巻重義君） 金属スクラップヤードについてのうち、所管についてお答えします。

まず、過去3年間の金属スクラップヤード火災の発生件数とその主な出火原因についてですが、市内の金属スクラップヤードにおける火災は、本年2月末までの3カ年で6件発生しています。

次に、主な出火原因ですが、金属スクラップに混在しているリチウムイオン電池が集積物自体の重量や搬入時の衝撃、雨水などの影響からショートし、出火に至ったものでございます。

次に、金属スクラップヤード火災の消火活動上の負担についてですが、金属スクラップ火災の特性から、上部から放水を行っても深層部まで有効な放水が行き届かず、重機等によりスク

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

ラップを取り除きながら消火活動を行う必要があることから、長時間の活動かつ大量の放水を要することが多くなっており、消防隊が現場到着してから鎮火までの活動時間及び放水量について、建物火災と金属スクラップ火災を比較した場合、同活動時間は、建物火災の約18倍の13時間、放水量は約50倍の1,870立方メートルとなっております。

また、火災の中期には、消火栓の使用による生活用水への影響も考慮し、河川や池などの自然水利を活用した水源を確保する必要があることから、長距離のホース延長などを行うなど、建物火災における消火活動と比較し、隊員の負担も大きくなっております。

最後に、金属スクラップヤードの防火対策及び今後の指導についてですが、金属スクラップヤードの火災原因の多くが収集物に混在しているリチウムイオン電池に強い衝撃や圧迫など機械的な要因がきっかけとなりショートし、発火に至っていることから、搬入時におけるリチウムイオン電池などと延焼の媒介となる可燃物を分けることとあわせ、消火活動の困難性を考慮した収集物の積み上げ高さの制限や集積単位の一定の離隔、さらに消火器具による初期消火が図られるよう従業員に対し強く指導してまいります。

また、金属スクラップヤードへの立入検査を継続して実施し、当該ヤード内における消防法令違反を現認した際は、警告や命令といった違反処理を徹底、強化してまいります。

以上です。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 仮設給水栓スタンドパイプの活用についてお答えいたします。

まず、仮設給水栓の役割をどのように考えているのかについてですが、災害発生時の飲料水は、備蓄しているペットボトルや蛇口つき受水槽、給水車による給水、仮設給水栓の設置などにより確保することとしております。

仮設給水栓は、消火栓や排水栓にスタンドパイプ等の資機材を設置することにより、破損していない水道管の水をそのまま活用することができ、1基当たり1時間約2,000リットル以上という非常に高い給水能力が見込まれるという特長があります。このことから、通水が確認できる地域においては、給水活動の中で非常に重要な役割を担うものと考えております。

次に、仮設給水栓はどこに設置するのか、また、その手順についてですが、仮設給水栓は、県企業局の給水区域内において、避難所の近くの消火栓または排水栓に設置することを予定しております。

災害発生時には、県企業局が水道管の通水状況を確認した上で、市職員が区役所等にある資機材を搬入して仮設給水栓を設置します。その後、避難者や地域住民に仮設給水栓の開設についてお知らせし、水を受け取りにきていただくこととしており、給水開始は発災後おおむね4日以降としております。

最後に、仮設給水栓に関する教育や訓練についてですが、災害発生時に円滑に運用できるようにするため、教育や訓練を継続的に実施することは重要であると考えており、毎年、九都県市合同防災訓練の中で仮設給水栓を設置する訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長（小池浩和君） 民間企業との災害時応援協定についてお答えします。

まず、本庁舎にある自動販売機は何台あるのかについてですが、公募により設置している自動販売機は、本庁舎に3台、議事堂棟に2台、計5台であります。

次に、災害対応型自動販売機は設置されているのかについてですが、本庁舎及び議事堂棟には、災害対応型自動販売機を設置していません。

最後に、本庁舎にある自動販売機は災害支援協定を締結しているのかについてですが、本庁舎及び議事堂棟にある自動販売機については、災害支援協定は締結していません。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 市民局長。

○市民局長（曾我辺 穰君） 防犯街灯被害への対応についてお答えします。

まず、防犯街灯について、どの部分がリース対象で、防犯街灯の柱は含まれているのかについてですが、防犯街灯LED化事業においては、本市との契約に基づき電柱や独立柱に事業者が新たに設置したLED照明灯具、配線その他の関連機器がリース対象物品となっており、灯具を取り付ける独立柱は対象となっていません。

最後に、昨年の台風災害を原因とした防犯街灯の柱の被害とその対応についてですが、これまでに38本の独立柱の被害が報告されており、このうち、本年1月末までに33本について補助申請があり、今月中に修理が完了する予定です。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 青山雅紀議員。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。

2回目は、まず初めに、安全・安心なまちづくりの森林伐採に係る届け出書についてお伺いします。

1回目の質問において、市街化調整区域内にある森林や農地である土地を購入した方がその行為の目的として樹木を伐採したい場合と農地を転用したい場合において、必要とされる書類及びその手順について比較するために確認をさせていただきました。

スクリーンをごらんください。

森林の伐採が必要な場合、御答弁では、0.3ヘクタール未満の場合は、千葉市農政センターへ伐採届を提出。0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下の場合は、県に小規模林地開発の届け出及び千葉市農政センターへ伐採届を提出。それ以上の1ヘクタールを超える場合は、県に林地開発行為の許可申請が必要とのことであります。

こちらは、千葉市農政センターへ提出する0.3ヘクタール未満の土地の伐採届の項目記入欄であります。この中に、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合の用途欄に、その森林の伐採後の用途、いわゆる伐採する目的を記入することとなっております。

例えば、太陽光の場合は、太陽光発電設備と記入します。また、金属スクラップヤードの立地の場合は、資材置き場と記入しますが、添付書類と一緒に届ければ、それ以上の審査や確認等はなく、受理されることになっています。

スクリーンをごらんください。

一方、0.3ヘクタールを超えるものについては、県において災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4要件の審査が実施されることとなります。また、農地を転用する場合においても、御答弁より農業委員会の許可が必要であり、許可が可能な農地であるかを判断する立地基準や転用して行う事業の確実性や事業者の資力など、一般基準に適合しているかを確認した上で、現地調査が行われ、農業委員会総会にて審議され許可の決定が行われるとのことであります。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

このように、スクリーンにありますとおり、同じ資材置き場としての土地の転用手続において、森林伐採は届け出制であります。一方の農地転用は許可制であり、提出書類が多岐にわたっております。

そこで、0.3ヘクタール未満における農政センターへの伐採届について、県の林地開発制度における4要件の審査や農地転用における必要書類の添付等と同水準まで引き上げられないか。さらには、申請時の段階からもう少し何らかの取り決めや対応及びその行為の目的等を詳しく確認等ができないかと考えます。

そこでお伺いします。

本市における伐採届について改善が必要と思いますが、本市の見解をお聞かせください。

次に、災害に強いまちづくりのうち、仮設給水栓スタンドパイプの活用についてであります。次に、災害に強いまちづくりのうち、仮設給水栓スタンドパイプの活用についてであります。自助、共助の意識向上において、地域における防災力の向上が求められているところから、近年では、自治会館は地域の防災拠点として非常に重要な存在となってきました。

御答弁より、仮設給水栓の設置につきましては、災害発生時に避難所の近くの消火栓または排水栓に設置することとありますが、地域での防災訓練に参加させていただいた際に、高齢者の方や障害をお持ちの方、また、介助の支援が必要な方などから、避難所までの移動距離が長くて移動するにも大変な場合があります。自治会館へ避難できないかとの意見を多くいただきます。

そこで、今定例会での我が会派の代表質疑において、町内集会所を自主的な避難所として活用する見解が示されたところではありますが、給水箇所まで遠いところにお住まいの方々への対応として、断水している地域の自治会館に仮設給水栓の配備ができないかと、要望を多数受けております。しかしながら、自治会館は避難所に指定されていないため、現状では困難かと思われま。

そこで、次なる災害に備え、希望される自治会からの申請により、自治会館を避難所として指定していただくことはできないでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、民間企業との災害時応援協定についてですが、災害時、被災時におきましては、本庁舎や各公共施設にはさまざまな方々が避難されてくることが想定されますことから、1回目の質問において、本庁舎の自動販売機の現状について確認をさせていただきました。

御答弁では、本庁舎及び議会棟では、現在地下1階にあります売店業者側が設置している自動販売機は除きまして、市が公募により設置している自動販売機は3台、議会棟に2台の計5台であり、災害対応型自動販売機の設置はなく、また災害支援協定は締結していないとのことでありました。

災害対応型紙カップ式自動販売機は、広島での土砂災害や常総市の水害でも、避難所にて住民に貢献したとのこと。また、熊本地震でも、災害協定締結先の医療機関においても役立ったとのことであり、各地より派遣で来た災害派遣医療チームDMATの皆さんもお湯の提供は大変に助かったと喜ばれていたと伺っております。

スクリーンをごらんください。

また、八街市では、昨年の風水害において、市役所、スポーツプラザ、中央公民館、市内3カ所の公共施設において、合計で1,853杯の無償提供がなされたとお聞きしております。

そこでお伺いします。

一つに、災害対策の一つとして、本庁舎の自動販売機の公募条件に災害対応型紙カップ式自動

販売機の導入を追加することについて、本市の見解をお聞かせください。

二つに、本市も災害時対応型紙カップ式自動販売機を活用した災害時応援協定の締結を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、2回目の質問を終了します。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 2回目の御質問にお答えします。

森林の伐採に係る届け出書についてお答えします。

伐採届について改善が必要と思うが本市の見解は、についてですが、伐採届の改善については、森林法に基づく全国統一の事務であることから、千葉県や他市町村の状況を研究するとともに、庁内の関係部署と情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 初めに、仮設給水栓スタンドパイプの活用についてお答えします。

町内自治会集会所の避難所への指定についてですが、指定避難所までの距離が遠い地域などにおいて、町内自治会集会所を避難者の受け入れ先として活用したいとの御要望があることは承知しております。避難が必要な市民が避難できる場所を十分確保する上で、町内自治会集会所等の身近な施設を活用することは有効であることから、住民の皆さんの御要望を踏まえ、その位置づけや避難所運営委員会との連携体制、備蓄品の配置等の支援のあり方などについて検討してまいります。

最後に、民間企業との災害時応援協定についてのうち、所管についてお答えします。

災害時対応型紙カップ式自動販売機を活用した災害時応援協定の締結についてですが、災害に強いまちづくりを実現するためには、民間企業との連携を拡大していく必要があると考えており、現在、さまざまな分野で民間企業との連携拡大を進めております。

今後、公共施設に災害対応型紙カップ式自動販売機が導入された際には、湯茶の無償提供など、具体的手法に関する災害時応援協定の拡充について検討してまいります

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長（小池浩和君） 民間企業との災害時応援協定についてのうち、所管についてお答えします。

本庁舎の自動販売機の公募条件に災害対応型紙カップ式自動販売機の導入を追加することについてですが、他都市の導入事例等を参考に、次の公募に向け、公募条件に追加することを検討いたします。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 青山雅紀議員。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。3回目は、順番を変えて災害に強いまちづくりから、意見と要望を述べさせていただきます。

初めに、仮設給水栓スタンドパイプの活用に関しましては、設置や使用方法について市民への周知を図るため、地域における防災訓練でも活用すべきと考えます。御検討いただきたく要望しておきます。

次に、自治会館を指定避難所にする提案をさせていただきましたが、御答弁より、地域住民

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

の要望を踏まえ、その位置づけや避難所運営委員会との関係、また、備蓄品の配置等の支援のあり方も含め、御検討いただけたとのことでありました。

また、自助、共助への取り組みとして、緊急時の連絡手段の確保として自治会館に無線機を設置する自治会も見受けられることから、あわせて無線機の設置に対する補助などについても検討いただきたいと思います。

これにより、本市の防災力の強化はもとより、地域での自助、共助の促進と啓発がさらに進められることを期待しております。

次に、民間企業との災害時応援協定については、災害対応型カップ式自動販売機の導入について、本庁舎の次の公募に向けて条件の追加を検討していただけたとのことであり、災害時応援協定の締結につきましても、湯茶の無償提供などに関し検討いただけたとの御答弁をいただきました。災害発生時において、本庁舎や市内公共施設には大勢の市民が身を寄せることになることも想定されますことから、ぜひ進めていただきたく要望いたします。

次に、昨年台風災害を原因とした防犯街灯の被害については、御答弁より、38本の防犯街灯の柱が傾いたり、倒壊したとのことでありました。

防犯街灯のリース契約によるメンテナンス対象は、契約に伴い新たに設置した機器のみが対象ということですが、既存の施設ではありますが、防犯街灯の柱についてもリース契約に含めてもらいたいとの地域住民からの意見があることを知っていただきたいと思います。

また、防犯街灯の柱の修理に補助制度が活用できることは承知しておりますが、災害に起因する被害については、災害規模が大きいと広範囲に及ぶことが想定されます。修理対象の数が余りにも大きくなりますと、幾ら補助があるといっても、町内会の予算が足りずに対応し切れないことも予想されます。

自治会館の修繕につきましては、本市では、被災直後より千葉市町内自治会集会所建設等事業補助金制度の要綱を改正し、破損した自治会館の修繕に係る費用を助成していただいております。また、先ほど、自治会館も避難所としてのその位置づけについて御検討をいただけたとの御答弁をいただきました。自治会内における防犯街灯についても災害時に対応した補助制度となるよう検討していただき、地域における防災対策がさらに強固なものになりますことを要望します。

次に、安全・安心なまちづくりのうち、森林の伐採に係る届け出書についてであります。スクリーンをごらんください。

ここで、宮崎市の取り組みを紹介します。こちらは、本市と宮崎市で使用されている伐採届であります。まず、表面についてであります。千葉市では、届け出人のみを記入することになっておりますが、宮崎市では、それ以外に提出者、権原を有する者、伐採事業者等4名の記入が必要となっております。少し見にくいかわかりません。これにより、届け出に関する責任者をはっきりと確認することができます。

また、書類には、黄色線のところがありますけれども、「遵守事項を確認し、伐採することを誓約します。」と記載されております。また、裏面には、その遵守事項がつけ加えられており、確認欄にチェックを入れるように作成されています。

このように、宮崎市では、宮崎県の作成した事務処理等マニュアルに基づき、国の統一書類に遵守事項をつけ加えて作成しています。

本市では、御答弁より、伐採書の届け出の改善については、森林法に基づく全国統一の事務

であることから、県や他市町村の状況を研究していくとのことでありましたが、宮崎市の伐採届を参考にいただき、違法ヤードが立地されることのないよう、遵守事項の追加を要望いたします。

スクリーンをごらんください。

追加事項は、まず①番、森林伐採における届け出については、現在の届け出人の記載だけでなく、権原本人が届け出する場合は住民票を添付することとし、届け出者が代理人の場合は権原所有者本人の住民票と委任状を添付する。また、権原所有者、伐採事業者の記入欄を設け、宮崎市と同じように各責任者を明確に確認できるようにする。

次に、②番、森林以外の用途に供される届け出の場合については、違法行為を行わない等の誓約書を添付。特に届け出が資材置き場の場合については、違法行為を行わない等を届け出書に明確に記載することが必要であります。

次に、③番、地元自治会に事業の説明を届け出を提出する前に行うことが必要であり、地元説明会の開催の義務づけは重要だと考えます。

以上のことから、金属スクラップの立地やそのほか、その目的とされる行為については、申請時における初期段階より、しっかりと管理と確認をしておくことが必要と考えます。

最後に、金属スクラップヤードについてであります。1回目の質問で、市議会からの要望や自治会からの請願を踏まえた本市のこれまでの対応について伺いました。御答弁では、所管法令等に基づいた各局個別の対応体制を改め、昨年10月からは3局合同の立入調査を実施し、11月には、3局で再生資源物堆積場対策会議を立ち上げ、これまでに23件のヤードに合同立入調査を行っていることを確認しました。

また、本年2月からは、再生資源物堆積場に対する指導マニュアルの策定に向け検討を進めているとのこと、しっかりとした指導強化に向けた取り組みを要望します。

また、金属スクラップヤードにおける火災についてであります。御答弁より、過去3年間の6件の火災における出火原因は、主にリチウム電池が原因とのことですが、消防隊が現場到着してから鎮火までの活動時間及び放水量について建物火災と比較しますと、活動時間は約18倍の13時間、また、放水量は約50倍の1,870立方メートルとなっているとのことでありました。

このようなヤードが一旦火災が起きれば、生活環境に与える保全上の支障が多分に生じる可能性も十分に考えられますことから、リチウム電池などの分別指導の徹底、また、消火活動の困難性を考慮した収集物の積み上げの高さの制限やさらには従業員への初期消火における指導の強化を求めておきます。

また、本店がある企業において、支店の新規設置などについては、特に本店所在地において違法行為がなされていないかなどの確認が必要であり、各局情報共有のもと、総合的に判断すべきであります。しっかりと対応願います。

次に、敷地内に赤い線を引いている地番や登記簿がない昔からある道、いわゆる赤道であります。地元でも犬の散歩やジョギングなどに使用されておりましたが、ヤードの開発行為が進むにつれ、現在は利用する住民も少なくなってきました。この赤道の管理については、まず、申請なしに自由に利用されていないか確認すべきであり、払い下げについても、地元自治会の同意が必要とされています。

そこで、先ほどの御答弁より、昨年10月より3局合同の立入調査を実施しているとのことで

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

ありますが、このような赤道についても、しっかりと管理をしていただきたいと要望します。

私は、有価物の取り扱う事業を否定しているわけではございません。また、ヤードを建設すること自体は違法性がないわけであります。ただ、ルールを守って事業を行っている企業もあります。

そこで、現在検討されています再生資源物堆積場に対する指導マニュアルの策定については、冒頭に触れました森林伐採や農地転用時における確認及び地元自治会への事業の説明会の実施を義務づけなど、初期段階より各所管連携における情報共有の一元化は必要であります。

また、土地所有者と事業を行う者にかかわらず、違法行為は認めないことが大事であり、特に名義貸しや複数に転貸などの行為がなされていないかの確認は重要です。

さらに、金属スクラップ運搬時における大型車両の走行による騒音、振動、道路の破損に関する問い合わせも後を絶ちません。

そこで、巡回に行くときは、各所管一緒に行動してほしいというのが市民の願いであり、特に合同立入調査は、ヤードができ上がってから行くのではなく、設置早期の段階からの行動が重要であります。

以上、種々申し上げましたが、本市の安全・安心なまちづくりに向けた取り組みに期待しまして、私の一般質問を終了します。

長時間の御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 青山雅紀議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。15番・石川弘議員。

〔15番・石川 弘君 登壇、拍手〕

○15番（石川 弘君） 皆様、こんにちは。自由民主党千葉市議会議員団の石川弘でございます。

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、市当局の皆様におけますさまざまな感染対策への取り組みに対しまして深く感謝申し上げますとともに、一日も早くこの事態が終息し、平穏な生活を取り戻せるよう心から願っております。けさも、セーフティウオッチャー、毎朝のお勤めで行っていましたが、中高生は休校ということで、中高生の姿は一人も見受けられませんでしたが、小学校の低学年の児童が何名か学校に通っている姿を見ました。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、急傾斜地についてお伺いします。

本市では、昨年9月から10月にかけての台風や記録的な大雨の影響により、過去に例のないほどの被害が発生しました。台風15号では、市域において3,000本以上の倒木や一部の地域での3週間に及ぶ長期停電などの被害をもたらし、私自身も地元消防団の分団長として、花見川消防署に待機し、不眠不休で対応に当たり、被災現場に向かう途中では、倒れた街路樹などが電線にもたれかかる状況を目の当たりにし、身の危険を感じるほどの災害でした。

また、10月25日の大雨では、100件以上の床上、床下浸水被害など、激甚災害に指定されるほどの被害が発生した中、土砂崩れによる3名の尊い命が奪われることとなりました。また、つい先日には、神奈川県逗子市において、道路脇の斜面が崩れ、通学途中の高校生が巻き込まれ死亡するという痛ましい事故も発生し、崖地の安全に対する取り組みの重要性というものを改めて感じた次第です。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、本市では、千葉県と連携し、急傾斜地崩壊による被害防止を目的とする急傾斜地崩壊対策事業を進めていると聞いておりますが、その進捗と今後の取り組みについて。

2点目に、今回の災害では、崩れた崖の一部について、県と市において復旧事業を実施すると聞いておりますが、その事業の要件と今後の予定についてお伺いします。

次に、駅前駐輪場についてお伺いします。

自転車は誰もが気軽に利用できる移動手段であり、近年は電動アシスト車などの普及に伴い、通勤通学などで定期的に駐輪場を利用される方のほか、主婦やお年寄りの方などが短時間駐輪場を利用する一時利用者も多いと感じております。

私の地元幕張でも大勢の方が自転車を利用されていますが、10年ほど前までは、駅前に放置自転車があふれ、まちの景観を損なうだけでなく、歩行者の安全はもとより緊急車両の通行に支障となりかねない状況だったと記憶しております。

近年は、駐輪場の整備に加え、自転車を放置させないための啓発や放置自転車の撤去など、さまざまな施策に取り組んできたことにより、駐輪場の収容台数が増加するとともに、駅周辺の放置自転車は、以前に比べ大幅に減少していると実感しております。

朝の駐輪場では、利用者が円滑に通勤通学できるように、管理人の方が次々と入庫してくる自転車を一生懸命整理していただいているところであり、感謝しておりますが、一方で、一部の方から、利用者が多いときには自転車がぎゅうぎゅう詰めになってしまい、出しづらくなってしまったとの意見も聞こえております。

このことから、一時利用駐輪場は十分に足りているのか、また、使いやすい設備が整備されているのか、気になるところであります。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、一時利用駐輪場の現状について。

2点目は、一時利用の利便性向上に向けた取組内容についてお伺いします。

最後に、花見川区の諸問題についてお伺いします。

まず、これまでも取り上げてきました幕張町弁天町線についてです。

幕張町弁天町線の整備が予定されている幕張町3丁目、4丁目周辺は、近年、宅地造成が盛んに行われ、狭隘な道路が多いにもかかわらず、人も車も増加しております。その中でも、幕張東小学校脇の幕張189号線は、地域内と幹線道路を結ぶことから交通が集中する道路ですが、幅員が狭く、緊急車両のすれ違いが困難な状況です。

これまでに待避所を設置していただきましたが、抜本的問題解決には至っておらず、十分に安全が確保されていないことから、この地域の道路環境改善が喫緊の課題となっております。

こちらの図が幕張189号線ですけれども、このような車両が通過すると、もう幅いっぱいを使ってしまい、対向車とのすれ違いがもう完全にできない状態で、緊急車両が通過するときには、もうとまってしまうという状況が続いております。

現在、当局においては、この課題を早期に解決するため、土地区画整理事業に先行し、街路事業での事業化を目指し、調査を行っていることは評価しているところです。一方で、この地区は、年々宅地造成が進み、空き地であった道路予定区域内に建物が建てられております。

今、プロジェクターに映っていますのが、ちょうど突き当たりになっている幕張町弁天町線の突き当たりですけれども、昔は空き地だったところが、もうどんどん、アパートや住宅が建ち並んできておりますが、これから、この幕張線はどんどん、ここを進行していく、幕張本郷

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

にも進んでいく予定でございますけれども、今現在、このようにプロジェクターにありますように、空き地が幾らかありますので、まだ幾らか救いがあるのかなと思っておりますが、プロジェクター右側にあります東小学校、建物の向かい、今、家が何軒か建っていますけれども、ここは畑であったんですけれども、この1年間の間に家がどんどんできてきてしまっているということで、どうなるのか、心配しております。

そして、新しい家はどうなるのか、新しい宅地ができていのに、本当に事業が行われるのかなど、地元の皆様から不安の声も聞こえてきております。地元の皆様は、幕張町弁天町線の整備により、生活道路を通過している車両が減少し、日常生活において安全で快適な道路利用ができることを期待し、早期整備を強く望んでおり、事業化に向けた調査の進捗状況などについて注目をしております。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、現在の進捗状況について。

2点目は、今後の予定についてお伺いします。

次に、JR総武快速停車駅についてです。

JR幕張駅は、明治27年に国鉄の前身である総武鉄道株式会社の駅として開業し、千葉方面や東京方面への移動手段として市民に長く利用されてきております。しかしながら、市内のJR総武線で唯一駅前広場がなく、交通結節点として利活用が難しいことから、利便性の高い快速電車の停車が難しい状況が続いております。

平成8年度から開始された東幕張土地区画整理事業は、JR幕張駅に隣接し、宅地造成や道路、公園などの都市基盤のほか、北口駅前広場の整備も進めており、平成30年4月には暫定の駅前広場が供用開始され、JR幕張駅バス乗り場もこちらに移設されたところです。

現在、令和5年度早々の北口駅前広場供用開始を目標に、駅前広場や駅前線を優先して整備を推進していくと聞いております。駅前広場が完成すれば、バス路線の新規開設や増設、ルート変更など、周辺住民がより利用しやすい路線再編なども期待されるところです。

私は、これまでもJR幕張駅への快速停車について質問させていただき、市当局におかれましては、これまでJR東日本に対し、快速停車について要望を続けておられると思いますが、改めてお伺いしたいと思います。

JR幕張駅への快速停車の実現に向け、JR東日本への働きかけなど、来年度の取り組みについてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。建設局長。

○建設局長（佐藤寿之君） 初めに、急傾斜地についてお答えいたします。

まず、急傾斜地崩壊対策事業の進捗と今後の取り組みについてですが、進捗については、急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられている104カ所のうち、現在までに26カ所が整備され、整備率は25%となっております。

現在は、県事業として長作町及び大椎町の2カ所を、市事業として長作町、大宮町及び千城台南4丁目の3カ所の整備を進めております。また、これらに加え、来年度は県事業として刈田子町を、市事業として仁戸名町の2カ所の整備に着手する予定となっております。

今後の取り組みについてですが、現在位置づけられている危険箇所に加え、県が新たに土砂災害警戒区域などに指定する箇所の住民の方々に対し、崖が崩壊するリスクなどについて丁寧

に説明し、対策の必要性について理解を深めていただくことが重要と考えております。

このことから、事業概要を市政だよりへ掲載するなど、事業PRを強化し、さらなる事業の推進に努めてまいります。

次に、復旧事業の要件と今後の予定についてですが、今回、県が実施する災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業は、崩れた崖の高さが10メートル以上、勾配30度以上、保全すべき人家が5戸以上あることなどが要件とされており、市内では、菅田町3丁目、富岡町及び越智町の3カ所が対象となっております。

また、本市が実施する災害関連地域防災崖崩れ対策事業は、激甚災害に指定されていること、崩れた崖の高さが5メートル以上、勾配30度以上、保全すべき人家が2戸以上あることなどが要件とされており、星久喜町、佐和町及び越智町など9カ所が対象となります。

なお、今後の予定についてですが、現在、地元調整を行うとともに、測量、設計業務などの発注準備を進めており、できる限り早期の工事着手に努めてまいります。

次に、駅前駐輪場についてお答えいたします。

まず、一時利用駐輪場の現状についてですが、昨年度末時点で、本市が管理する駅前駐輪場は45の駅周辺に149カ所、約5万8,000台分を整備しており、そのうち一時利用ができる駐輪場は50カ所、約6,200台分となっております。

なお、定期利用と一時利用を合わせますと、現時点では駐輪場は充足しておりますが、一時利用駐輪場の利用者は増加傾向にあることから、各駅における利用状況などを勘案しつつ、駐輪場を整備することが必要であると考えております。

次に、一時利用の利便性向上に向けた取組内容についてですが、一時利用に当たっては、駐輪場の管理棟で事前に利用券を購入し、利用していただく方法と自転車を専用のラックにとめ、退出時に料金をお支払いいただく電磁ロック式のラックを使用する方法がございます。

電磁ロック式のラックは、これまでに約3,800台分を設置しておりますが、24時間対応可能で、出し入れが容易であることに加え、自転車の転倒も防止でき、利用者の皆様に好評を得ていることから、今後ともラックの設置を進めてまいります。

また、設置に当たっては、チャイルドシートを装着した大型の自転車の利用もふえていることから、ラックの間隔や高さなどにも配慮し、より使いやすい駐輪場を提供できるよう進めてまいります。

次に、幕張町弁天町線についてお答えいたします。

まず、現在の進捗状況についてですが、昨年度は、地元説明会を開催し、事業の実施手法について説明したほか、周辺の地形を把握するための測量を行っております。

今年度は、この測量成果をもとに、幅員構成や幕張本郷地区と幕張町地区の約10メートルに及ぶ高低差への対応のほか、周辺道路との接続方法などについて検討を行い、現在、千葉県公安委員会と協議を進めているところでございます。

最後に、今後の予定についてですが、千葉県公安委員会との協議が整った後、沿線自治会に加え、周辺自治会を含めた8自治会の皆様を対象にし、説明会を開催したいと考えております。

また、その後に、道路整備に必要な周辺の土地との境界の確認や用地取得面積を把握するための測量を行う予定としております。引き続き、地元の皆様へ丁寧な説明を行いながら、早期事業化を目指してまいります。

以上でございます。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

○議長（岩井雅夫君） 都市局長。

○都市局長（佐久間正敏君） JR総武快速停車駅についてお答えします。

JR幕張駅への快速停車の実現に向けた来年度の取り組みについてですが、北口駅前広場を活用した花見川区のバス交通網の再編成やJR幕張駅周辺の活性化、さらには幕張新都心の発展、向上などを考慮すると、JR幕張駅への快速停車の必要性は高いと認識しております。

来年度も引き続き、千葉県と関係市町村などで構成する千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じた要望のほか、幕張新都心地域の企業や団体などで構成する幕張新都心まちづくり協議会とともに、快速停車実現に向けた要望活動を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 石川弘議員。

○15番（石川 弘君） 御答弁ありがとうございます。2回目は、意見と要望を申し上げます。

まず、急傾斜地についてです。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県と市が連携して急傾斜地の崩壊による被害防止のために事業を進めていること、また、今回の崖崩れの復旧工事も早期に行えるよう、地元調整など進めていることについて理解いたしました。

急傾斜地に隣接する住民や所有者の方々の中には、今回のような土砂災害を目の当たりにし、崖崩れに対して不安に思っている方もたくさんいらっしゃいます。そういった方々から、崖地対策について相談があったときは、職員の方が直接現地を確認し、説明していただいていることですので、私としても安心いたしました。引き続き、専門的な立場から、崩れた場合の影響や対策の必要性などを住民の方々に丁寧に説明していただきたいと思います。

なお、市内には、まだ危険な急傾斜地が多く存在しているということでもありますので、さらなる事業の推進に努めていただきたいと思います。

次に、駅前駐輪場についてです。

駐輪場の整備が進み、定期利用と一時利用を合わせ、全体として駐輪場は充足していること、また、利便性向上を目指し、電磁ロック式のラックの設置を進めていることについては理解しました。

電磁ロック式のラックは、利用しやすく、時間も選ばず自転車を出し入れできることから、非常に有効な設備だと考えており、今後とも積極的に整備を進めていただきたいと思います。

自転車の利用に関しては、限られた短い時間であっても路上などに駐車しない、駐輪場の利用にあっては、ほかの利用者にも配慮したとめ方をするなど、利用者のモラル向上も重要だと思いますが、市民が日常的に利用する駐輪場において、安心して快適に利用できる環境を整えることは大変重要なことだと思いますので、引き続き、利用者の声に耳を傾け、必要な施設整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、花見川区の諸問題のうち、幕張町弁天町線についてです。

今後、事業の計画案について説明会が行われることは理解いたしました。事業を円滑に進めるためには、地元の皆様の理解が最も重要となってきますので、丁寧な説明を行っていくようお願いしておきます。

先ほども申し上げたところですが、幕張町弁天町線が整備されると、災害時や緊急時に緊急

車両がいち早く到達できることになり、火災、病気、けがなどのさまざまな緊急の場面において人命救助の可能性が高くなることが期待されます。

さらには、狭隘な幕張189号線を通過している自動車の通行が幕張町弁天町線に転換され、幕張本郷と幕張町とのアクセスがよくなるほか、通学中の児童を初め、一般の歩行者も安全に通行できるなど、地域の交流や発展に寄与するものと、大きく期待しています。

このことから、地元の皆様は、一日も早い供用を望んでおりますので、幕張町弁天町線の早期事業化を強く要望いたします。

最後に、花見川区の諸問題のうち、JR総武快速停車駅についてです。

御答弁では、市も快速停車の必要性が高いとの認識であり、来年度もさまざまな手段で要望活動を続けていくとのことでした。

JR幕張駅は、ホーム2面に線路が3線の駅のため、快速停車には大規模な施設整備が必要と以前伺いましたが、快速停車の早期実現は、地域住民の長年の悲願であります。

現在、整備が進められている土地区画整理事業などを契機に、農地の宅地化なども進んでいることから、この地域では、今後も継続的な人口増加が見込めるため、幕張地域のみでなく、花見川区、ひいては千葉市全体の活性化のため、今後も引き続き粘り強く要望活動を続けていただきますよう、強く要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 石川弘議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時0分開議

○議長（岩井雅夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。10番・安喰初美議員。

〔10番・安喰初美君 登壇、拍手〕

○10番（安喰初美君） 日本共産党千葉市議会議員団の安喰初美です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、保育について伺います。

6月、9月、12月と議会のたびに民営化された緑町保育所の問題について質問してきましたが、1年たっても民間移管時に約束した保育の質の確保ができていないことから、再度質問いたします。

民営化から1年たちますが、一向に保護者の要望が改善されないままであり、また、重要事項説明書に記載されている職員体制が確保されていません。市は、法人に要請、指導していると言っていますが、法人は市の指導に対して自分たちのやり方を正当化するような回答を行い、要請に対しては曖昧な回答を繰り返すだけで、具体的な改善方向が示されていないことは問題です。

議員に向けた旧緑町保育所の民間移管に係る検証及び今後に向けた改善策についてという報告書の中で、散歩の実施やおたより等による保護者との情報共有については、一定の改善が図られていると認識していると、法人を評価しています。しかし、散歩を実施しているといっても、3歳以上児だけで3歳未満児は実施していないこと、いまだに年間行事予定が示されてい

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

ないことなど、改善が図られたといっても、公立保育所では当たり前に行われていたことが実施されていないレベルであることを認識すべきではないでしょうか。

職員配置や子供の安全確保、保育内容、保護者への対応など、公立保育所の際の保育との違いに驚いて保育所を変わった人が多いと聞いています。実際、公立に転所した児童の保護者から、緑町に通園させていた期間は取り戻せませんと緑町を選んだことを後悔する声が寄せられています。民間移管とはいえ、公立並みの保育の質の確保を担保とした保育園だという認識で緑町保育所を選んだ保護者にとっては、市にだまされたということになるのではありませんか。市の責任で公立が行っていた保育の質に引き上げるべきです。

そこで伺います。

一つに、この1年で転所や退所した児童の人数は何人ですか。

二つに、保護者に約束した公立並みの保育の質の確保が達成されたと示す基準は何ですか。また、まだ課題として残されていることは何か、お示してください。

保育を行う上で一番大事なのは、職員配置です。今年度は、保育士不足による保育の混乱が起こり、市から保育士を派遣したり、年度途中の保育士の退職で、施設長が年中の担任を務めたりという、本来あるべき姿とは違う形で保育が行われてきました。

4月の一斉入所に当たっては、85名の定員まで募集するという話ですが、保育士が確保されないまま、定員まで入所させようとしたら、今年度の二の舞になり、新たな被害をこうむる児童がふえることとなります。

そこで伺います。

一つに、4月からの保育を行うに当たり、市が責任を持って定員に見合う保育士を確保することを求めますが、確保の状況をお聞かせください。また、保育士が確保できなかった場合、市はどのような対応をするのか、お答えください。

二つに、施設長と主任保育士の専任化が図れるのか、お聞かせください。

小深保育所と小倉台保育所の建てかえについて、公設公営か民設民営かが検討され、夏ごろまでに運営手法が決定されると聞きました。民間移管をした緑町保育所は、法人が公立の保育を引き継ぐという契約が守れず、1年たっても保育の改善ができないままになっています。

今回の民営化の事例は、一旦民営化されてしまえば、法人に対して市が強く指導することができないことを示しています。

そこで伺います。

一つに、今後の民間移管を円滑に実施するための改善策が出されましたが、今後の民営化のことより、まず緑町保育所を改善することが第一ではありませんか。

二つに、緑町保育所で民間移管が失敗したのに、今後も民間移管を進めていくのはなぜですか、お答えください。

次に、保育の環境についてです。

待機児童対策のために保育所等の設置数は、令和2年4月までの5年間で142園ふえる見込みですが、園庭がない、居酒屋が入った雑居ビルの1室、高架下など、子供が育つ環境とは言えないところで保育されている子供たちは少なくありません。駅前や通勤に便利など、保護者が子供を預けやすい場所と子供が健やかに成長していくための場所は、同じではありません。豊かな心と想像力を培い、未来を拓くたくましい子供を育てるという千葉市の保育目標を達成するために、子供たちにどんな環境を用意してあげるべきかを考えるのが大人の責任です。

そこで伺います。

一つに、現在の千葉市の保育所の立地の現状について、子供が育つためにふさわしい環境と言えるのか、見解を伺います。

二つに、子供の育ちにとってよい環境を整えるために、立地の条件や園庭の有無、職員配置など、市独自の基準をつくるべきだと考えますが、見解を伺います。

次に、保育の質の向上についてです。

昨年、日本共産党千葉市議会議員団は、会派で保育の質を高めるための取り組みについて学ぶため、名古屋市を視察しました。名古屋市の保育所、認定こども園等では、より充実した研修にするため、公立と民間の職員が参加して一緒に学び合う研修を行っているとのことでした。保育の質の向上を図るため、2019年度は28種類の研修が用意されており、その中には、実践研究、統合保育研究、保育リスクマネジメント研修、多文化共生保育研修など、公立と民間の保育所及び認定こども園の職員と一緒に研修をする機会が設けられています。

千葉市でも、市全体の保育の質を引き上げるために、公立民間が合同で行う研修の機会をふやすことが必要だと思います。

そこで伺います。

一つに、千葉市の研修の実態と課題についてお示してください。

二つに、公立、民間ともに研修機会をふやすため、人員の保障をすべきだと思いますが、見解を伺います。

次に、園庭がわりにしている公園の遊具とトイレについてです。

園庭がない保育園は、子供の外遊びを保障するために身近な公園を利用していますが、公園の遊具が低年齢児用ではないものが多く、遊具があっても発達に合っていないために危険性があり、使えない状況があります。子供の発達を保障するために、走り回れる広場とともに、よじ登ったり、ぶら下がったり、飛び降りたり、バランスをとったりなどして運動機能の発達を促す遊具が必要です。

また、公園にはトイレがないところも多く、散歩に出かける際の目的地選定は、トイレの有無が大きく影響します。遊んでいる最中にトイレに行きたくなったら、大人ならトイレがあるところまで我慢できますが、子供はそうはいきません。子供が排せつをもよおしたときにすぐにでも駆け込めるトイレを設置することは重要です。

そこで伺います。

一つに、現在、保育園の子供たちが使っている公園に遊具やトイレを設置することが必要ではありませんか、見解を伺います。

二つに、公園の用途は多様化しています。担当部署任せにするのではなく、関係部署と協議して、よりニーズに合った公園をつくっていく必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

次に、公立・公的病院についてです。

千葉市立病院再整備基本構想（案）の概要が示されました。新病院の整備について、幕張新都心若葉住宅地区小学校・公益施設用地内を建設予定地として建てかえを行うとしています。海浜病院は293床ですが、新病院は地域の中核的な病院として急性期医療を引き続き提供するため、380から430床を見込み、診療科目は海浜病院の診療科目を原則維持し、将来的な医療ニーズの変化に対しては必要に応じて柔軟に対応していくとしています。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

海浜病院は老朽化が著しいため、新病院の整備は最大限の期間短縮に努め、5年後の遅くとも2025年度上半期内の開院を目指すとしています。

青葉病院の機能について、千葉市病院事業のあり方検討委員会の答申では、救急医療は新病院に集約するという方向性が示されていましたが、基本構想（案）では、救急搬送が当面は増加する見込みであることから、引き続き救急医療を担うとしています。青葉病院の救急は、現在年間約5,000件を24時間体制で受け入れて、断らない医療体制を維持しているとともに、困難案件については、最終的に青葉病院が受け入れており、青葉病院がなくなったら大惨事になると病院関係者も言っています。青葉病院の救急体制を維持していくことが市民の命を守ることに繋がります。

基本構想（案）では、医師不足や患者数の減少のため、産婦人科及び小児科の入院機能は新病院に集約することが計画されています。小児科で入院機能を持つ病院は限られており、青葉病院の果たす役割は重要です。

新しい千葉みんなの会が実施した海浜病院、青葉病院の存続と診療科目の充実を求める署名は6,700筆を超え、多くの市民が公立病院の存続、充実を願っています。市民にとって、居住地に近い場所に信頼できる病院があることが安心の医療につながります。青葉病院は縮小せず、今のまま存続をすることを求めます。

そこで伺います。

一つに、市が実施した市立病院に関する市民アンケートの回収数は、3,500人中1,408人、回収率は40.2%でした。アンケートによって市民の意見を十分に吸い上げることができたと考えますか。また、アンケート結果は、基本構想（案）にどのように反映されたのですか。

二つに、3月26日に基本構想（案）を千葉市病院事業のあり方検討委員会に諮問して、5月に答申がされ、8月に基本構想を策定し、9月には基本計画及び基本設計に着手するスケジュールが示されています。

このスケジュールの意図は、新病院を早く建てるためなのか、厚労省から9月までに再検証を求められているからなのか、お聞かせください。

三つに、移転予定地の周辺は、学校があり、周辺環境に配慮する必要があると思いますが、環境にどう対応するのか、お聞かせください。

四つに、新病院へのアクセスは、車がない人にとっては大変な問題です。市民が利用しやすいよう公共交通整備を求めますが、見解をお聞かせください。

五つに、職員の希望、意見を十分にくみ上げて計画に取り入れることを求めますが、見解をお聞かせください。

六つに、新病院で働く人のための保育所や看護師の寮、仮眠できる部屋、食堂など、関係者の施設の充実を求めますが、見解をお聞かせください。

七つに、医師がいれば青葉病院の産婦人科と小児科は維持できるのですか。お聞かせください。

次に、公立・公的病院の再編縮小の対象病院として、千葉市では青葉病院、千葉リハビリテーションセンター、国立千葉東病院、ジェイコー千葉病院が厚労省から名指しされました。それぞれの病院は、地域に必要とされ、最後の砦としての役割を担っています。また、既に病床削減を行っている病院もあり、機械的な診療実績の評価と近接類似施設という物差しだけで地域の実情を把握しない厚労省のやり方は、再編統合ありきで、住民や医療関係者の不安を大き

くただけです。

そこで伺います。

一つに、名指しされた青葉病院以外の3つの病院が千葉医療圏で果たしている役割についてどのように認識していますか。

二つに、各病院に話を伺い、実情を把握しましたか。

次に、稲毛駅周辺の点字ブロックについてです。

稲毛駅西口は、ロータリーに沿ってバス停が何カ所もあり、バスシェルターが設置されています。点字ブロックがバスシェルターの中を通るように設置されているため、バス待ちの人数が多いときは、点字ブロックの上に立ってしまう状況が見られます。視覚障害者が点字ブロック上を歩こうとすると、バス待ちの人の列にぶつかり、歩行に支障を来すという問題があります。稲毛駅は、近くに障害者団体の施設があったり、療育センターを利用したりする人がいるため、白杖を持った人が比較的多く通ります。

先日、障害者団体の皆さんと現地調査を行ったところ、バス待ちの列のスペースが狭いため、バス待ちの際、無意識に点字ブロックに立ってしまう人が多いことがわかりました。

そこで伺います。

一つに、点字ブロックの設置の際、視覚障害者の意見を聞いているのですか。

二つに、令和元年第3回定例会の一般質問において、中村議員が新検見川駅南口のバス乗り場で同様の事例があることを指摘しました。これまでどのような改善策をとってきたのですか。

三つに、点字ブロックは視覚障害者の命にかかわる問題です。点字ブロックに物を置かないでくださいと注意喚起する標示がとれてしまっているものは直し、バスシェルターの支柱なども活用して注意を呼びかけるなど、視覚障害者が安心して歩けるよう対策を講じるべきではありませんか。

以上で1回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 保育についてお答えいたします。

まず、この1年間で緑町保育所を転所や退所した児童の人数ですが、転所された児童は14人、退所された児童は10人で、合計で24人となっております。

次に、保護者に約束した公立並みの保育の質の確保が達成されたと示す基準及び課題として残されていることについてですが、移管前から保護者に約束してきた保育の提供には至らないものの、園児を安全に預かることはもとより、散歩の実施やおたよりなどによる保護者との情報共有の充実など、園運営について一定の改善が図られていると認識をしております。

他方、移管に当たり法人に遵守を求めている民間移管に係る新設保育園の運営条件のうち、いまだ遵守されていない条件として、施設長が保育に従事し施設長代行が置かれていること、主任保育士が専任化されていないこと、看護師が配置されていないこと、一時預かりや地域活動が実施されていないことなどが挙げられ、これらが残された課題であると認識をしております。

次に、本年4月からの保育を行うに当たり、本市が責任を持って定員に見合う保育士を確保すること及び保育士を確保できなかった場合の対応についてですが、昨年4月の保育士不足の再発防止を最優先し、法人の保育士確保見込みを事前に確認し、その保育士数で受け入れが可能な児童数についてのみ利用を決定しております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

その上で、本年4月の具体的な保育士確保見込みを定期的に提示させ、不測の事態が生じないよう、確認を徹底してまいります。

次に、施設長及び主任保育士の専任化が図られるのかについてですが、施設長及び主任保育士を専任化した上で、本年4月の園児数に見合った保育士が確保されるよう、法人を指導しております。

次に、今後の民間移管を円滑に実施するための改善策が出されたが、今後の民営化のことより、まず、緑町保育所を改善することが第一ではないかとのことですが、これまでも認可保育園みどりまちの園運営改善に努めてきたところであり、引き続き、全力を尽くしてまいります。

その上で、今後公立保育所を民間移管する場合には、このたびの反省を踏まえ再発を防止するための改善策を講じる必要があると考えております。

次に、今後も民間移管を進めていくのはなぜかとのことですが、小深保育所及び小倉台保育所については、公立保育所の施設改善に関する基本方針にのっとり、立地条件、周辺地域における保育需要、費用対効果等を総合的に勘案して、公設公営または民設民営のいずれが適切か、個別に検討しているところでございます。

次に、現在の本市の保育所の立地の現状について、子供が育つためにふさわしい環境と言えるのかとのことですが、保育所等の新設につきましては、保育需要の高い地域として利便性が高い駅周辺を中心に進めているところでございますが、そのような地域においては、園庭の設置などに必要な要件を備えた物件や用地の確保が困難な状況にあるため、保育の環境としては園庭の設置がより望ましいと考えますが、一定の要件で園庭の設置にかえ近隣の公園の使用を認めているところでございます。

なお、本年4月に向け、稲毛東4丁目におきまして、駅に近く利便性の高い地域の国有地を活用して、園庭を有した定員100人規模の保育所の整備を行っており、今後も保育需要の高い地域に活用できる国有地等がありましたら、積極的に検討をしております。

次に、子供の育ちにとってよい環境を整えるために、立地の条件や園庭の有無、職員配置など、市独自の基準をつくるべきとのことですが、本市においては、保育所等の職員配置について、1、2歳児は、国基準6対に1対して5対1の基準を定めているほか、園庭の設置については、国基準では、園庭の代替として近隣の公園の使用を認める措置を定員にかかわらず認めているのに対しまして、定員59人以下に限定するなど、国基準を上回る本市独自の認可基準を適用しているところでございます。

今後も、子供たちにとってよりよい保育環境となるよう努めてまいります。

次に、本市の研修の実態と課題についてですが、近年、積極的な保育施設の整備を進め、保育の受け皿確保に一定の成果を上げてまいりましたが、一方で、保育施設の保育の質が一様ではないことから、継続的かつ適切な研修等による全体の底上げが必要と考えております。

現在、本市では、委託や補助により、千葉市保育協議会、千葉市民間保育園協議会、千葉市幼稚園協会主催による各種研修の充実を図りつつ、本市主催の園長、所長研修や総括主任保育士研修などの職種別研修等を行っております。

これらの研修のうち、保育士研修や食育研修、事例研究会等の研修につきましては、公民が互いに参加できることとしており、相互に学びを深める場となっております。

さらに、植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部、千葉明德短期大学の3短大と連携し、一定期間職場を離れ、研究などを行うサバティカル研修やキャリアアップ研修等により、研修

機会の創出と充実に努めております。

次に、研修機会をふやすため人員の保証をすべきとのことですが、民間園に支払われる給付費には、研修機会の充実のための費用が公定価格に盛り込まれているほか、サバティカル研修やキャリアアップ研修に参加する職員に対する代替職員補助を行うなど、必要な人的経費に対し一定の配慮を行っております。

また、区ごとに研修を実施するなどの工夫や保育士等給与改善事業による給与上乘せ、宿舍借り上げ支援事業による家賃補助などによる保育士確保の取り組みを行い、人員の確保を含めた現場の職員が研修に参加しやすい環境づくりに努めております。

次に、保育園の子供たちが使っている公園に遊具やトイレを設置することが必要ではないかとのことですが、公園によっては、児童の年齢に合った遊具がない場合もございますが、使用可能な遊具を活用するとともに、公園の自然の中で季節の変化や命に対する豊かな感性を育むなど、それぞれの状況に応じた創意工夫を図りながら、保育の質の確保に努めております。

また、園庭のない保育園の認可に当たっては、公園の利用の際に付近に子供が利用できるトイレがあるかを確認することとしております。

最後に、関係部署と協議して、よりニーズに合った公園をつくっていく必要があるとのことですが、現在、園庭のない保育所等がどの公園を主に使用しているかの情報について、こども未来局で作成した一覧を都市局に提供し、適切な公園の維持管理等に役立てるなど、連携を図っているところでございます。今後も、情報共有を図りながら子供たちが安心して公園を利用できるよう、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 公立・公的病院についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、アンケートによって市民の意見を十分に吸い上げることができたか、また、アンケート結果は基本構想（案）にどのように反映されたのかについてですが、アンケートは、将来の市立病院のあるべき姿を検討するに当たり、市立病院の役割や機能、体制などに対する市民の意識について幅広く調査することを目的として実施いたしました。

市立病院の利用経験の有無やお住まいの地域、世代にかかわらず、多様な方から御回答をいただき、市民のニーズや市立病院に対する意識について一定の傾向が把握できたものと認識しております。

市立病院に対して、24時間対応の救急医療、複数の疾患を持つ患者への対応などの高齢者医療、子供の医療や救急医療などを期待している御意見が多く、基本構想（案）に一定の反映ができたものと認識しております。

次に、このスケジュールの意図は、新病院を早く建てるためのものなのか、厚労省から9月までに再検証を求められているからなのかについてですが、海浜病院の老朽化に対しては、早急に対応する必要があることから、この基本構想の策定後、直ちに基本計画及び基本設計に着手し、遅くとも令和7年度上半期内の開院を目指すこととしたものです。

次に、移転予定地の周辺は学校があり、周辺環境に配慮する必要があるが、環境にどう対応するのかについてですが、新年度に着手する基本計画及び基本設計においては、歩行動線や車両動線などを踏まえた施設配置など、関係機関と協議しながら周辺環境にも配慮した検

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

討を行ってまいります。

次に、公共交通の整備についてですが、新病院の建設予定地への公共交通手段としては、現在の海浜病院と同様、バスになるものと想定しており、バス事業者などの関係機関に情報提供を行うとともに、路線の開設に向けた働きかけを行うなど、市民の皆様が利用しやすい交通手段の確保に努めてまいります。

次に、職員の希望、意見を十分にくみ上げて計画に取り入れることについてですが、新病院の整備に向けた基本計画及び基本設計に着手するに当たり、実際に働いている職員が運営面や施設面で課題と感じていることを把握し、新病院整備に当たっての参考とすることが必要と認識しております。

このため、先月から病院局の職員全員を対象としたアンケートを実施しており、新年度は、そのアンケートの内容を分析するとともに、職員によるワーキンググループを設置するなどし、基本計画及び基本設計の検討を進めてまいります。

次に、新病院で働く人のための施設の充実についてですが、安全で質の高い医療を提供できるよう休憩室などの労務環境の整備や職員のスキル向上のための教育訓練や多職種の職員がコミュニケーションを図れるような環境を確保するなど、職員にとって働きやすい環境の整備についても検討してまいります。

最後に、医師がいれば青葉病院の産婦人科と小児科は維持できるのかについてですが、青葉病院では、近年、産婦人科及び小児科の入院患者数が減少傾向にあり、今後、出生数はさらに減少することが見込まれます。

このため、新病院に産婦人科と小児科の入院機能を集約することで、多くの市民に高度で専門的な医療を安定的に提供することとしたものです。

なお、外来診療については、青葉病院においても引き続き維持することを検討しており、新病院や周辺医療機関と連携を図ることで、市民の医療に影響が出ないように対応してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 公立・公的病院についてのうち、所管についてお答えします。

まず、青葉病院以外の3つの病院が千葉医療圏で果たしている役割についてですが、千葉リハビリテーションセンターは、小児から成人、高齢者に至るまで、医療と福祉の機能をあわせ持った総合的リハビリテーション機能を有しており、県におけるリハビリテーションの中核となる施設となっております。

また、国立病院機構千葉東病院は、腎疾患に関する先駆的な医療や神経・筋疾患、アレルギー疾患、重症心身障害等の専門的医療を行っております。さらに、ジェイコー千葉病院は、合併症を持った透析患者や腎不全患者など、他の病院では受け入れが難しい患者への治療を行っております。

いずれの病院においても、特色のある役割を果たしているものと考えております。

最後に、各病院に話を伺い実情を把握したかとのことですが、地域医療構想調整会議の場において、各医療機関からそれぞれの地域で担うべき役割などについての説明を伺っております。今後とも、調整会議における再検証の動向等を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 建設局次長。

○建設局次長兼水道局長（出山利明君） 稲毛駅周辺の点字ブロックについてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、点字ブロックの設置の際、視覚障害者の意見を聞いているのかについてですが、この視覚障害者誘導用ブロックは、平成16年度に行ったバスシェルターの整備に合わせ、現在の位置に設置しております。設置に当たっては、あらかじめ視覚障害者団体の皆様と現地立ち会いを行い、設置位置などについて御意見を伺っております。

最後に、視覚障害者が安心して歩けるよう対策を講じるべきではないのかについてですが、視覚障害者誘導用ブロックの上に物を置かないでくださいと注意喚起する標示がとれているものについては、速やかに補修を行ってまいります。

また、視覚障害者が安心して歩けるよう、バス事業者に対して利用者への注意喚起や路面標示の設置などの改善策を引き続き求めるとともに、バスシェルターの支柱にブロックの上に並ばないように注意喚起するシールを張りつけるなど、対策を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 都市局次長。

○都市局次長（松本真吾君） 稲毛駅周辺の点字ブロックについてのうち、所管についてお答えします。

これまで行ってきた改善策についてですが、バス事業者が道路管理者と協議、相談し、バス停への張り紙掲出やバス乗務員による車外マイク等を利用した注意喚起などのほか、バス利用者に対して視覚障害者誘導用ブロックを避けて並んでいただくための路面標示の設置などを実施しております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 安喰初美議員。

○10番（安喰初美君） 2回目の質問を行います。

保育所の民営化についてですが、緑町保育所の保育の質の確保について、一定の改善が図られているという認識だと答弁されました。しかし、散歩を実施したといっても、3歳未満児についてはまだ一度も散歩に出かけていない状況で、貴重な経験の場を奪ったままですし、保健日よりやクラス日よりが発行され保護者と情報共有しているといっても、情報提供が不十分だと感じている保護者もいます。本来やるべきことを改善できたと評価しているのでは、いつまでたっても保育の質を上げることはできません。残されている課題にこそ力を注ぎ、課題を達成していく必要があります。

法人が保育士不足の際に市が支援に入りましたが、子供の人数が減ったために配置基準は満たされていると、7月からは月に1回のアフターフォローしか行っていません。施設長や主任保育士の専任化が図られていない状況なのですから、問題の解決が図られるように、法人任せにせず市が職員を派遣して支援をすべきです。

昨年4月に83人いた児童が1年間に43人も緑町保育所を去ることになり、4月の在籍予定児童数は45人と伺いました。子供が半数も減ることは通常あり得ません。多くの保護者が保育の質に問題を感じ、これ以上預けることはできないと判断したと考えられます。

保護者に公立の保育を引き継ぐと約束して民間移管を進めたのに、約束を履行できなかった市の責任は重大です。市が保育責任を果たすことへの不信感が広がったのではないのでしょうか。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

市は、緑町保育所の民間移管に伴い法人と覚書を締結しています。その覚書には、第2条、法人は運営に当たって緑町保育所の民間移管に係る新設保育園の運営条件及び市、法人、保護者で構成する3者協議会で決定した事項を遵守するものとするがあります。

先ほどの答弁では、民間移管の際に契約した条件がいまだに遵守されていないとの認識が示されました。

そこで伺います。

一つに、子供が半数以上もいなくなる異常事態を招き、契約もまともに守れない法人には任せられません。市が責任をもって直営化に戻すべきではありませんか。

二つに、遵守していない条件について、直ちに遵守するよう指導すべきではありませんか。

次に、保育の質の向上についてです。

千葉市でも公立民間が互いに参加できる研修があり、保育の質の向上を図るため、各種研修の充実に力を注いでいることがわかりました。

千葉市では、障害児保育研修は年3回実施していますが、名古屋市では障害児保育について、公立民間で統合保育研究として年間11回の研修を実施しており、グループ討議を通じてケース研究を行い、よりよい統合保育について学んでいるとのことでした。

1年間の研究成果を冊子にまとめ職場に発信することで、職員全員が統合保育について学ぶとともに、長年研修してきた成果や到達点の上に新たな研究成果を積み上げて、市全体の障害児保育の質の向上を図っているとのことでした。

そこで伺います。

障害児保育充実のために、公立民間が合同で行う研修の機会をふやしていくべきではありませんか。

次に、公立・公的病院についてです。

先日、中村市議、柗澤市議と佐々木前市議と一緒に青葉病院を視察し、産婦人科、小児科を見てきました。青葉病院の産婦人科は、精神疾患を抱えている妊婦さんが一定程度入院しており、24時間対応しています。千葉医療センターでは、精神科はあっても日勤帯しか精神科医がおらず、また、千葉大学附属病院は分娩費用が青葉よりもさらに10万円も高いと言われていました。

そのため、青葉病院の産婦人科が新病院に集約されたら、精神疾患の妊婦さんの行き場がなくなってしまうことが懸念されています。若いシングルマザーなどの経済的に支援が必要な人が出産費用を公費で負担する助産という制度を使って出産する人も、一定割合いるとのことでした。青葉病院の実情を伺って、弱者に寄り添う医療を行っていることが理解できたとともに、公立ならではの役割を発揮している医療を守っていく必要性を強く感じました。

そこで伺います。

青葉病院だからこその医療が新病院に集約されたら、精神疾患の妊婦さんはどこが対応できるのですか。

厚労省に名指しされた3つの病院の役割について、いずれも特色のある役割を果たしていると認識しているとの答弁でした。

1月29日に中村市議、佐々木前市議、寺尾前県議とともに3つの病院を訪問し、懇談をしました。お話を伺い、どの病院も地域の中でセーフティーネットとしての役割を果たし、専門領域に特化した病院として地域になくはない病院であることがわかりました。

今回、限られた領域の実績評価で地域や個別の事情や役割を一切勘案せず、全国一律の基準により、機械的に再検証と決めつけた国のやり方は不当であり、乱暴だと言わざるを得ません。

2月13日に開かれた千葉地域医療構想調整会議を中村議員と傍聴しました。会議の中で、市の医師会長は、国の発表は国民に与えるインパクトが大きいと国に伝えてほしいと県に要望しています。市の保健福祉局長は、全国一律の再編統合を進めるのではなく、地域の実情に合わせて地域の医療機関からの意見も丁寧に聞きながら議論を行っていくべきであると発言しています。

そこで伺います。

市民の命と健康を守るために、市としても3つの病院の存続、充実のために国に働きかけていくべきではありませんか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（岩井雅夫君） こども未来局長。

○こども未来局長（峯村政道君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

保育についてお答えします。

まず、市が責任を持って直営に戻すべきではないかとのことですが、園運営や保育内容が一定程度改善されており、また、本年4月から施設長及び主任が専任されることにより一層の改善が見込まれますことから、本市からの指導助言を継続しつつ、現法人による運営を継続させることが妥当であると考えております。

次に、遵守していない条件について直ちに遵守するよう指導すべきではないかとのことですが、施設長及び主任の専任化を初め、園児に提供する保育への影響が大きい条件を一刻も早く遵守させるとともに、一時預かりや地域活動等についても可能な限り速やかに実施することができるよう、引き続き全力を以て指導してまいります。

最後に、障害児保育充実のために公立民間が合同で行う研修の機会をふやしていくべきとのことですが、公民の職員が参加できる障害児保育のための研修については、本市主催の3つの研修に加え、関係団体主催の研修やキャリアアップ研修のメニューとしても、複数回開催をしているところでございます。また、その他の団体が全国から参加者を募集する大規模な障害児保育研修に職員を派遣するなど、一定数の研修機会の提供に努めております。

今後も、引き続き、障害児保育のみならず、研修体系の見直しや内容の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 公立・公的病院についてのうち、所管についてお答えいたします。

青葉病院だからこそできる医療が新病院に集約されたら、精神疾患の妊婦はどこが対応できるのかについてですが、新病院では、高齢患者の増加に伴い認知症の患者への対応を考慮し、精神科医を配置することを検討しており、あわせて精神疾患を有する妊婦への対応も行うことを検討しております。

このような場合、比較的リスクの高い出産となるケースもあることから、新病院に産婦人科の入院機能を集約することで、高度で専門的な医療を安定的に提供する体制を整備し、支援が必要な方にとっても安心して出産できるよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 公立・公的病院についてのうち、所管についてお答えします。

3つの病院の存続・充実のために国に働きかけていくべきとのことですが、地域の医療提供体制については、地域の実情やそれぞれの病院の果たしている役割等を十分に踏まえ、地域医療構想調整会議等の場で議論が行われる必要があります、本市としては、このような機会を通じて体制の確保ができるよう意見を述べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井雅夫君） 安喰初美議員。

○10番（安喰初美君） 3回目は、意見と要望を述べさせていただきます。

緑町保育所の民営化によって育つべきものが奪われて、一番被害をこうむったのは子供たちです。法人の指導ができず、在籍していた52%もの児童が保育所をやめていく深刻な状況をつくり出した市の責任を重く受けとめるべきです。直営でやっていれば、こんなことにはならなかったはずですが。緑町保育所は直営に戻し、今後予定されている直営の保育所の建てかえについても直営で行うことを求めます。

新病院の整備については、広く市民の要望を聞き、診療科目の充実や交通アクセスの整備など、市民が利用しやすい病院となるような慎重な議論をお願いいたします。海浜病院、青葉病院ともに、公立病院として地域に必要な医療を公平、公正に提供し、市民の命と健康を守り、地域の発展にとって重要な役割を果たせるよう、さらなる充実を求めます。

稲毛駅周辺の点字ブロックについては、視覚障害者が安全に歩けるよう、注意喚起のシールを張ったり、バス事業者に再度対応を要請するなど、早急に取り組んでいただくことを要望して……

○議長（岩井雅夫君） 残り30秒です。

○10番（安喰初美君） （続）私の質問を終わります。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 安喰初美議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。35番・盛田眞弓議員。

[35番・盛田眞弓君 登壇、拍手]

○35番（盛田眞弓君） 日本共産党千葉市議会議員団の盛田眞弓です。一般質問を行います。

初めに、学校適正配置についてです。

第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針は、昨年2019年11月に改訂版が示されました。この策定の背景について、実施方針は少子化の進展や学びのスタイルの変化、学校の社会性育成機能への期待、効率的な教育投資の必要性など、子供を取り巻く状況の変化を掲げています。また、千葉市の教育施策上、こうした状況のもとでも役割を十分発揮するためには、小中学校では一定の集団規模、児童生徒数や学級数を確保し、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めていく必要があるとしています。

これまで適正配置は、小規模校化、大規模校化による教育上、学校運営上の課題の改善のため、2004年、平成16年度から取り組まれてきました。花見川区で3校、美浜区で10校、小中学校を合わせて13校がなくなりました。来年には、若葉区3校、美浜区1校、合わせて17校が地域から姿を消す予定です。災害時の避難所としての役割を果たし、また、地域のコミュニティ

一の拠点として、教育、子育ての中心施設である学校を自治体がどう位置づけているのかが問われています。

そこで伺います。

学校適正配置の考え方について、千葉市は、第1次、第2次の学校適正配置をどう評価しているのか。あわせて、第3次学校適正配置についての見解を伺います。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 第1次、第2次の学校適正配置により統合が実現した学校においては、さまざまな教育活動を通して多様な人間関係を育むことができ、指導方法や授業展開の工夫が可能となる環境を整備したことにより、教育の質の充実に資することができたものと評価しております。

第3次千葉市学校適正規模適正配置実施方針では、学級数や児童生徒数によって取り組みの優先度を区分し、優先度の高い小中学校とその保護者代表、地域代表へ学校の状況についての情報提供やヒアリング等を実施することとしております。

その中でも、学校適正配置の要望が高い地域においては、保護者や地域の方々との対話を踏まえ、適正配置の教育委員会案を作成、提示することにより、地元代表協議会での議論の効率化を図り、円滑な合意形成を目指してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） それでは、花見川地区の学校統廃合について伺います。

花見川地区では、この間、第1次、第2次と学校適正配置が実施され、花見川第四小学校と花見川第五小学校が花島小学校へ、花見川第一中学校と花見川第二中学校が花見川中学校へ、花見川第一小学校と花見川第二小学校が花見川小学校へと統合されました。

そして、今度は第3次学校適正配置として、花見川第三小学校の統廃合の保護者説明会が行われたと伺いました。

伺いますが、保護者説明会で出された意見等についてお示しください。また、自治会、地域住民向けの説明会の予定があるのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 本年2月に実施した保護者説明会では、早く適正配置を実施してほしい、統合相手を具体的に示してほしいといった御意見が出た一方、特別支援学級の児童について配慮されるのか、統合によって子供たちが不安な気持ちになるのではないかとといった懸念も示されました。

今後、保護者との意見交換の場を設け、適正配置の方向性が確認された場合には、関係する小中学校長への説明を経て地域住民の方々に向けた地元説明会を実施する予定です。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 花見川団地からこれまで3つの学校を廃校にしたことについての地域への影響をどう認識しているのか、お示しください。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 地元代表協議会においては、学校規模の適正化を優先に検討するとともに、地域コミュニティにおける学校の担う役割や歴史的な背景及び学校施設の状況等も勘案して協議が進められてきました。

統合によって廃校となった学校については、地域の方から子供たちの声が聞こえなくなり寂

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

しい、跡施設利用に関して不安があるなどの声も聞かれましたが、子供たちのために教育環境を整備することに対しては、地域の皆様の一定の理解を得られたものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 地域、どこもそうですけれども、高齢化が確実に進んでいます。UR団地の空き家も加速度的にふえています。児童数の減少を理由として、次々と学校の統廃合を進めてきたことが若年層の流出やさらなる人口減少に拍車をかけているのではないかと。教育委員会主導で進める学校適正配置で高齢化を加速させるこうしたやり方は改めるべきであるかどうか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 学校適正配置を進める背景として、少子・高齢化の進展による児童生徒数の減少があります。地域コミュニティの核としての学校の存在を重視しつつ、児童生徒の社会性を育み、健全な成長を支えるという学校の役割に照らし、小中学校では一定の集団規模、児童生徒数や学級数を確保し活力ある学校づくりを進めていくことで、少子・高齢化への対策にもつながると考えております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 今回対象の花見川第三小学校ですけれども、第三小学校の学区から作新小学校に通っている児童は14人というふうに聞いています。

学区外通学により花見川第三小学校区の児童が作新小学校に通学している状況並びに花見川第三小学校及び新築住宅が増加をしている作新小学校の児童数の推移についての認識を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 花見川第三小学校からの学区外通学は、保護者の就労等による親戚の家等での預かりや転居による環境変化の緩和など、本市で定めている理由により他校と同様に認めており、ここ数年、10数名が学区外通学をしております。また、児童数の見込みについてですが、作新小学校では、今年度の約480人をピークに減少し、花見川第三小学校では、今年度の約90人からさらに減少傾向が続くと推計しております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 花見川第三小学校は、団地の中の分校、子供の数は少ないけど、とってもいい雰囲気ということも伺いました。第三小学校のように小規模校でじっくりと学ばせたいという保護者もいます。

小規模校に通うことを希望する人の要望を受けとめるために、小規模校の存在を認めて、統合ありきで進めることをやめるよう求めますが、どうでしょうか。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 現在、本市において、小学校の約30%、中学校の約40%が全校11学級以下の小規模校となっております。

小規模校においては、発表の機会や活躍の場が多い、設備や教材を十分活用できる、先生に相談しやすい環境である、地域ぐるみで教育活動が充実しているなどのメリットが挙げられます。

その一方で、学校行事や日々の教育活動にさまざまな制約があることや人間関係の固定化につながるなどのデメリットもあります。小規模校のメリットを認めるとともに、デメリットを

少しでも軽減し、子供たちにとってよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るという視点から、統合ありきではなく、学校、保護者、地域、行政が課題を共有し、解決に向けた対応の検討を進めることが肝要と考えております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 当初、第2次学校適正配置の際に、単学級しかない小規模校出身の花見川第三小学校の子供たちが統合して大きくなった花見川中学校でやっていけるのかと、そういう心配の声もありました。しかし、花見川第三小学校を卒業した児童が率先して統合校になった花見川中学校の役員を引き受けているということも聞きました。小規模校では、みんな何かの役を担って、何事も助け合わないとやれない、そうした環境で学んできたから、きずなも強いし、三小の子供たちを誇りに思うと保護者会の会長さんも言っていたというふうに向いました。

多様性を認めて、一人一人の子供に合った教育が重視される中で、学校規模を一定に保つための学校適正配置は本当に子供のための施策なのか、改めて伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 子供同士が多くのかかわりの中で成長し、多様な意見や考え方に触れることが子供の社会性を育む上で大切であり、そのためには、豊かな人間関係の構築やさまざまな教育活動の創出ができる集団規模を確保することが望ましいと考えております。

これを踏まえ、第3次実施方針において、学校本来の役割を十分に発揮するために、一定の集団規模、児童生徒数や学級数を確保し、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めていく必要があるとしており、学校規模を含めた教育環境の整備と教育の質の充実を図ることは、子供の健全な成長を第一に考えた重要な施策と認識しております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 小規模校については、教職員が少ないことによる教員の加重負担を軽減し、近隣小中学校との行事の共有など、小規模校のデメリットとされる分野を支援することが大事ではないのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 百人一首大会や地域清掃活動、避難訓練など、時期や内容を工夫して合同で行事を実施することにより、小学校、中学校双方にとって教育的効果が得られるなど、近隣小中学校が行事を共有することは、小規模校のデメリットを緩和する策の一つであると認識しており、今後、各学校に合同実施の拡大を呼びかけてまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 学校は地域の人とつながり、地域に支えられながら子供たちを育ていく特別な存在です。

学校を中心とした地域のコミュニティーを軽視する学校適正配置は改めることを求めますが、どうですか。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 教育環境の整備と教育の質の充実を目的とする学校適正配置は、少子化の進展や学びのスタイルの変化など、子供を取り巻く状況が変化する中、中長期的に将来を見据えた重要な施策であると認識しております。

第3次実施方針の基本的な視点として、子供の教育環境の改善を中心に据えつつも、地域と

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

ともにある学校づくりの視点を踏まえた検討を行うと掲げており、地域コミュニティーとの関係性を十分に考慮し、地域の実情に即した最適な適正配置を推進してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 次に、公共施設のバリアフリーについて伺います。

台風、豪雨、浸水、土砂崩れなど、予測不能な災害が相次いで発生するもとの、学校を初めとした避難所となる公的な施設は、十分な機能を果たすことが求められています。市内47カ所、おおむね中学校区に設けられている公民館の果たす役割は大きく、地域の拠点として大いに利用できる施設であるべきです。

昨年の台風災害などに見舞われた際、47館全ての公民館が避難所となり、そのうちエレベーターが設置されていた公民館は13カ所で、建屋が平屋である公民館が12館、残り22館が必要性はありながら、エレベーターが未設置となっています。今後、市の施策でも避難所環境の整備で、公民館には太陽光発電と蓄電池を設置し、学校にはモデル的にスポットエアコンが導入されるなど、避難所環境を充実させる取り組みも始まりました。

そこで伺いますが、避難所として地域住民を受け入れる公民館や学校体育館などの公的な施設のバリアフリーに対する市の見解を伺います。

○議長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長（山田啓志君） 誰もが避難できる環境を確保するため、避難所となる施設のバリアフリー化は重要であると考えており、施設所管部局と連携して取り組みを進めてまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） エレベーター未設置の公民館には、建てかえ時に整備をするとしています。全館整備まで何年かかるのか。災害時、避難者を受け入れるためにエレベーターの設置は必須ではないのか、お尋ねします。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） 公民館の建てかえに当たっては、千葉市公共施設見直し方針や千葉市公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設の必要性や周辺の公共施設の配置状況など、市全体の公共施設のあり方を総合的に勘案した上で取り組んでいく必要があります、具体的な年数をお示しすることはできません。

公民館を避難所として開設するに当たっては、1階にある諸室を避難場所として割り当てるなど、避難者の受け入れに際し、御不便をおかけすることのないよう十分配慮してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 地方自治体のまちづくりの基本は、住民生活をいかに支えるかということ。住んでいる場所で格差が生じることがないように、歩いていける距離にある公民館は誰でも不自由なく利用できることが求められています。

地元のさつきが丘の公民館でエレベーターを設置してほしいという要望をいただきました。個別の公民館のエレベーターの設置計画を立てて、早急に設置することを求めますがどうか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 教育次長。

○教育次長（神崎広史君） エレベーターについては、平成8年以降に開設した公民館及び中核公民館に設置しております。既存の公民館に後づけで設置するには、構造上の問題や多額の費用を要するため、貸し出し用の部屋が2階にしかないなど、施設の状況を考慮する必要があります。

る場合を除き、建てかえの際に設置することとしており、今後、個別の公民館の再整備に関する計画において検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 再整備の際といいますけれども、避難所はいつ何時でも受けなければならないということがありますので、ぜひ早急というふうに申し上げておきたいと思います。

次に、ごみ問題について伺います。

ごみ焼却によるCO₂排出抑制についてです。

プロジェクターでは、千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブックの1ページを映しています。

千葉市は、現在、資源物として古紙、布類、ビン、缶、ペットボトル、木の枝・刈り草・その葉、その他に可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみと5種類の分別区分で、市民とともにごみ減量に取り組んでいます。

しかし、12月議会の野本信正議員の質問に、ごみの排出量は減らしたけれども、CO₂の排出量はそれと比較して減っていないという答弁をなさいました。千葉市は、来年度、家庭用可燃ごみ袋の5リットルサイズを追加いたします。

5リットルの可燃ごみ袋を新設した理由は何か、どんな効果を期待するのか、お示してください。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 主に単身者や高齢者の世帯の方から、現在の最小容量である10リットルの袋では、ごみがいっぱいになるまでに時間がかかり、腐敗が進んでしまうとの御意見が寄せられており、さらに小さな容量の指定袋を製作することとしたものでございます。

このことにより、可燃ごみ排出量に応じて指定袋の大きさを選択できるため、市民の皆様のライフスタイルにきめ細やかに対応できるものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） ペットボトルのリサイクルの流れについて、プロジェクターで拡大してお示ししています。

ペットボトルは、リサイクルセンターで一定量が集まるまで保管した後、公益財団日本容器リサイクル協会へ引き渡し、再生工場では異物を除き、粉々に砕きフレーク状にしたあと、熱をかけて原料となるペレットにする。その後、ワイシャツ、洗剤ボトル、下敷きなどに再利用というふうに記述されています。

現在回収しているペットボトルの何%が再利用されているのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 昨年度に本市が収集したペットボトルの量は3,479トンであり、そのうち異物等を取り除き、約90%の3,130トンを経済産業省に引き渡しております。同協会における昨年度のデータによりますと、全国の市町村が引き渡した量のうち、キャップやラベル等の除去等が行われ、約80%がフレークやペレットといったリサイクル製品の原材料などとして再生利用されております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） ヨーロッパでは、熱回収はリサイクルでないというのが当たり前で、日本では廃プラスチックを熱回収、サーマルリサイクルとして焼却処分しているものが6割を

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

占めているとされています。プラスチックを燃やすとCO₂を排出して環境に負荷をかけることは今や常識です。

燃やして熱エネルギーとして回収、利用していることを正確に伝えるべきではないのか。ごみ減量のガイドブックに明記することを求めますがどうか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） プラスチックのリサイクルには、フレークやペレット等のプラスチック製品の原材料として再生利用する材料リサイクルのほか、化学的に処理をし、ガスや製鉄所等で使う原料として再利用するケミカルリサイクル、廃棄物発電や固形燃料化等により熱エネルギーとして有効利用する熱回収といった手法がございます。

今後、これらのリサイクル方法につきましては、家庭ごみの減量と出し方ガイドブックやごみ減量講習会等で、市民の皆様にはわかりやすく情報提供ができるよう、掲載手法等について検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） ペットボトルだけで、少なくとも4,000万本が国内の河川に散乱していると推計されています。また、日本周辺の海のマイクロプラスチックの濃度は他の海域の30倍も高いという指摘もあります。

ペットボトルを使わずにマイボトルを持ち歩くことを推奨するなど、生活スタイルを見直すことを市民に発信すべきではないのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） ペットボトルを使わずにマイボトルを持ち歩くことは、使い捨ての生活スタイルを見直す取り組みであるとともに、プラスチックごみの削減効果も期待されます。本市におきましても、庁舎内会議におけるペットボトルの使用削減のため、平成22年度より、本市職員に対して、繰り返し使用できるリユースカップの貸し出しを行っておりますが、来年度はさらに利用拡大を図るため、今まで以上に、庁内掲示板等を利用し取り組みの周知を強化してまいります。

また、市民の皆様にはペットボトルなど使い捨て容器の使用を抑制し、マイボトルの利用を促すため、市ホームページや市政だより等において、マイボトルの普及拡大につながる周知啓発を行っており、引き続き、ごみ減量イベントなど、あらゆる機会を通じてマイボトルの利用を周知してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 日本の廃プラの廃棄量は年間720万トンとされています。このうちの約半分がレジ袋やペットボトルなどの使い捨て製品というふうに聞いています。

ペットボトルの使用を減らして、廃プラスチックを燃やす姿勢を正して、使い捨てプラ容器の使用禁止3R、リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化する）の推進のために、千葉市が取り組む環境破壊をとめる取り組みについて伺います。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 使い捨てプラスチックの排出抑制に向け、マイバッグやマイボトルの利用に向けた周知啓発やごみ減量のためのちばルール協定店などの事業者と連携し、レジ袋の削減、簡易包装の促進、食品トレイなどの資源物の店頭回収等を行っております。

今後も、プラスチックごみ問題に対応するため、これまでの使い捨てプラスチックの使用削

減に関する啓発事業のほか、新たにリユース食器利用促進事業を実施するなど、プラスチックごみ削減を推進してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） プラスチックのごみの分別収集について伺います。

プラスチックは私たちの生活にさまざまな便益をもたらしているが、これまでの使い方を見直すことが求められている。CO₂実質ゼロは直ちに達成できるわけではないが、そこを目指してプラスチックなどの資源利用のあり方を見直していく必要がある。東京都では、プラスチック利用のあり方について中間答申が出されるなど、各自治体でごみ問題解決のため、従来型の枠を超えた考え方が提起をされています。

ごみ減量のためのちばルール行動協定締結店というのは、現在、90店舗です。食品トレイ、それから卵パックなど分別して、ほかのものと一緒に回収されておりますけれども、各店舗任せでいいのかが問われているのではないのでしょうか。

数日間、我が家のさまざまなプラスチックと思われるものを取り寄せてみました。これはプチトマトです。ここにプラというふうに書いてあります。それから、これは納豆の、ここにもプラというふうに書いてあります。これはお菓子の包材ですね、プラ。それから、これはみその入れ物、プラと書いてあります。これは挽肉です。それから、これはお米、ハウレンソウ、ハウレンソウの外袋も、やっぱりプラというふうにあります。これはニラです。ちょっと透明なのでわかりにくいので、紙を挟みましたが、プラと書いてあります。

かなり、生活の端々にわたって、このプラというふうに記入されているものがあるわけですが、再生・リサイクル可能というふうに表示マークがありながら、なぜ、千葉市は容器包装リサイクルに取り組まないのか、お答えください。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 焼却ごみ削減の新たな施策として、費用対効果の高い剪定枝等の再資源化事業を一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に位置づけ、平成30年2月から全市域において実施することとしたところでございます。

プラスチックごみの発生抑制や再資源化の推進につきましては、次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中で、基本方針を定めていくとともに、プラスチック製容器包装の再資源化の事業実施につきましても検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 剪定枝をやっていたからできないというふうなことでは間に合わないと思います。プラスチックの生産量や消費量をふやしたままで幾らリサイクルをしても、ごみの減量というふうにはつながらないと思います。

深刻な環境問題の改善が言われているのに、取り組まなくていいというふうにしている理由は何か、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 深刻化している環境問題を踏まえ、現在、地球温暖化対策や海洋プラスチック対策等の幅広い課題に対応するため、国では、プラスチック資源循環戦略を策定し、使い捨てプラスチックの使用削減、使用済みプラスチックの有効利用の徹底等を進めることとしております。

本市といたしましても、使い捨てプラスチックの排出抑制を最優先の課題として、レジ袋等

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

の削減や簡易包装の促進、詰めかえ商品等の環境配慮製品の利用や店頭での食品トレイの回収の促進などについて、引き続き取り組んでまいります。

プラスチックごみの発生抑制や再資源化の推進については、次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中で基本方針を定め、事業実施についても検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 深刻化している環境問題を踏まえて、国でもその戦略をするというときに、なぜ千葉市でできないのか。直ちに容器包装のリサイクルを始めることを再度求めますがどうか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） プラスチックごみの発生抑制や資源化の推進につきましては、次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中で基本方針を定め、事業実施につきましても検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） このプラごみの分別ができれば、可燃ごみを一サイズ小さな袋にすることは、とても容易です。早急に実施することを求めておきたいと思えます。

次に、レジ袋について伺いますが、国もレジ袋の有料化をことし7月から実施するとしていますが、有料化をしているスーパーでも、レジ袋を辞退する人は約半数で頭打ちというふうに指摘をされています。

千葉市では、今月3月2日から5月31日までの3カ月間、指定可燃ごみ袋をレジ袋として使用するための実証実験に取り組みますが、千葉市内での取り扱い、3店舗のみです。レジ袋の総量を抑え、プラスチックごみ削減につなげることを目的とするということですが、その狙いと今後の展開について伺います。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） ミニストップ株式会社では、昨年6月から、今回の実証実験対象店舗でもある美浜区の2店舗で、レジ袋無料配布中止実験を行い、レジ袋の辞退率が約9割になるなどの成果が出ていると聞いております。

今回、新たにレジ袋無料配布中止実験を行っていない1店舗を加えて、本市の指定可燃ごみ袋を選択肢とすることで、さらに効果が上がるか、検証していきたいと考えております。

今後は、実証実験の結果、ある程度の需要が見込めることができ、市民サービスの拡大につながると確認できれば、店舗数をふやし、本格実施に移行していきたいと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 指定袋を有料でということも一つの手かもしれませんが、マイバッグ持参によるレジ袋を使わない買い物スタイルの推奨を徹底的に進めるべきではないかと思えます。

大都市・市制100周年特別委員会でも、我が会派の椛澤洋平市議が提案していますが、市制100周年を記念した千葉市のロゴマークつきのエコバッグを作成し、市制100周年の周知と、ごみ削減に取り組む環境に優しい千葉市としてのアピールを進めることを求めますがどうか、お答えください。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 以前より、ごみ削減イベント、市政だより、市ホームページなど

や事業者との連携を通じ、マイバッグの利用促進など、レジ袋削減を初めとする使い捨てプラスチック製品の使用削減を呼びかけてまいりました。来年度は、7月のレジ袋有料化という大きな節目を迎えることから、マイバッグのより一層の利用拡大に向け、さまざまな啓発事業に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、マイバッグを活用した市制100周年記念の周知につきましては、手法等を含め、検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） いつでも取り出せる折りたたみ式の携帯できるエコバッグの普及なども努めていただきたいというふうに思います。レジ袋を断ることが当たり前になるよう、啓発活動に取り組むことを求めますが、どうですか。

○議長（岩井雅夫君） 環境局長。

○環境局長（米満 実君） 本年7月のレジ袋有料化に合わせ、市内コンビニエンスストアと連携したマイバッグキャンペーンの実施を新たに計画しております。キャンペーンでは、店頭にて、弁当の購入に適した啓発用マイバッグやリーフレットを配布し、レジ袋を初めとした使い捨てプラスチックの使用削減に向けたさらなる普及啓発を図ってまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 環境問題というのは、市だけでもできないし、市民の皆さんに理解いただいて進んでいく問題だと思いますが、市民が一生懸命分別をしたいと、プラスチックごみを減らしたほうがいいというふうに考えている中で、容器包装のリサイクルになかなか取り組まないというのは、本当におくれた市政ではないかということ指摘しておきたいというふうに思います。

ごみ問題の最後に、高齢者のごみ出し支援について伺いたいと思います。

先日、御夫婦ともに80歳代後半の2人世帯の方から相談が寄せられました。マンション4階にお住まいなんですが、この4階の自宅からのごみ出しがつかなくなって、町会の人に問い合わせをしましたが。しかし、隣の方に頼んでというふうなことの返事だったと。1度や2度ならまだしも、申し訳なくてとても毎回頼めませんというふうなことでした。

現在、千葉市が行っているごみ出し支援事業の登録数というのは、40団体というふうに聞いていますが、必要とされている事業なのになぜ登録団体がふえないのか、伺います。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 現在、市ホームページや高齢者・障害者施策を紹介する冊子、家庭ごみの出し方のガイドブックなどへ事業の概要を掲載するなど、登録団体をふやすために事業の周知に取り組んでおり、毎年、登録団体の数が少しずつ増加しております。

登録団体をより一層ふやしていくために、今後、地域で活動する団体に聞き取りを行うなど、分析を行い、事業を行うに当たっての課題や効果的な周知の方法につきまして検討をしております。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 団地やマンションなどにお住まいの方は大変多くて、5階まではエレベーターがついていないということですから、中層住宅の多い千葉市では、ごみ出しの問題は本当に深刻だというふうに思います。

自治会や社協などにも働きかけて、高齢者のごみ出し支援に本腰を入れて進めることを求め

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

ますが、どうでしょうか。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（山元隆司君） 市域全体を網羅するためには、登録団体をふやしていく必要があるため、昨年度、地域の支え手となる団体の活動促進を目的として、立ち上げまでのフローを段階ごとに紹介した「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」を作成したところでございます。

引き続き、本市が作成している町内自治会活動ハンドブックへの掲載やマンション管理組合への案内の送付、老人クラブ広報紙の活用など、各種周知に取り組むとともに、今後はさらに生活支援コーディネーターと連携した周知や市政出前講座の実施など、自治会等の地域団体へ積極的に働きかけてまいります。

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員。

○35番（盛田眞弓君） 「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」を見せていただきましたけど、やっぱり、何かとつつきにくい、わかりにくいというふうなことを感じました。率直にどうしたらやれるのかというふうなことがすっきりわからない。もう少し簡単に、いい制度なので、本当にあれば助かるものですので、ぜひわかりやすい取り組みの周知の仕方をして、必要な方にごみ出し支援が行えるように求めて、私の質問を終わりにします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 盛田眞弓議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時50分開議

○議長（岩井雅夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番・岩井美春議員。

〔7番・岩井美春君 登壇、拍手〕

○7番（岩井美春君） 皆さん、こんにちは。未来民主ちばの岩井美春です。

未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から9年が経過いたしました。ここに改めて、被害に遭われた全ての方々にお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになられた全ての方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

地震、津波、台風、大雨、洪水、そして感染症など、いつ、どのような災害が襲ってくるかわかりません。これからの未来の千葉市のために、災害に強いまちづくりに邁進することをお誓い申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、障害者福祉についてお尋ねしたいと思いますが、その前に一つお断りしておきたいことがあります。私を含め多くの方々がいわゆる障害、障害者という単語に違和感を抱いております。さまざまな理由で、心身や身体、精神に不自由がある方、それらの方々を総称する用語として用いられているこの単語ではありますが、時代の変化とともに、障害の概念が社会モデルへと変わりつつある中、一日も早い将来に、この単語にかわる適切な言葉、表現が発案され、広く使われる日が来ることを期待しつつ、この場では、この単語を使用することをお許しいただきたいと思います。

それでは、まず本市の現状を再確認する意味も含めて、いわゆる障害者手帳と呼ばれている療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の2018年度の新規のそれぞれの発行数、合計数をお示しく下さい。

以上、1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて質問いたします。御答弁よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 療育手帳が276件、身体障害者手帳が1,719件、精神障害者保健福祉手帳が1,586件、合計3,581件となっております。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。2018年度1年間の新規発行数が3,581件であることが理解できました。

それでは、3種の障害者手帳それぞれの2018年度末の所持者数並びに2013年度末との増減、その主な理由についてお示しく下さい。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 2018年度末の手帳所持者数は4万4,552人、2013年度末は3万6,295人であり、5年間で、22.7%増加しております。

主な増加理由は、精神障害者保健福祉手帳の取得者がふえたことと、65歳以上の高齢者の身体障害者手帳取得者がふえたこととなっております。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。2018年度末現在での障害者手帳の所持者の総数が4万4,552名であることが示されました。

千葉市の平均世帯人数は2.24人ですので、単純にこの数字を掛け合わせると、9万9,796人となります。つまり10万人弱、本市人口の約10%が障害者手帳の所持者とその家族、つまり当事者であるということになります。5年前の2013年度末と比較しても、22.7%増加しており、さらに進む高齢化とともに、今後も増加していくことが予想されます。

そこで、これら当事者に対する本市の行政案内のあり方の一つとして、本市が作成している障害者向けの福祉サービスをまとめた冊子「障害者福祉のあんない」についてお伺いいたします。

スライドが出ておりますが、こちらが「障害者福祉のあんない」でございます。この「障害者福祉のあんない」の2018年度の作成数並びに配布方法についてお示しく下さい。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 作成数は1万1,000部で、各区保健福祉センター高齢障害支援課及び健康課において、障害者手帳の申請時もしくは取得時に希望する方全員に直接または郵送により、そのほか必要とされる方には、各区の窓口や障害者自立支援課において随時配布いたしております。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。2018年度1年間の新規の障害者手帳の発行数3,581件に対しては十分な部数を作成、配布していることは理解ができました。総数約4万5,000人の所持者全ての方々に対して、常に最新版をお届けする必要まではないかもしれませんが、ある程度の年数ごとに、または大きな改定がなされたときに確実にその内容が周知

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

されるようにしていただきたいと思います。

また、「障害者福祉のあんない」以外にも、対象者に対する各種福祉サービスの案内、周知、広報のあり方として、例えば、より見やすいカラーのパンフレットを作成するようなことは具体的に検討しているのか、お示してください。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 「障害者福祉のあんない」は、各区保健福祉センター窓口での配布に加え、市ホームページにその内容を掲載しているほか、各種手当や助成制度に変更があった場合は、市政だよりに掲載するとともに、市ホームページにも掲載しております。

また、新たに障害者手帳を取得した方に対し、各区の窓口において各種手当や助成制度に関する申請方法などを簡単にまとめたチラシを作成し配布するなど、周知に努めているところで

す。

なお、各種サービスに係るカラーのパンフレットは作成しておりませんが、今後、他市の取組事例を調査研究するとともに、引き続きわかりやすい広報に努めてまいります。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。ある障害をお持ちの方が障害者向けの基本的な福祉サービスの一つである公共交通機関の割引制度について知らなかったという話がありました。2019年度版で107ページの分量、こちらですね。さらに、これがその内容ですが、107ページの分量、しかも、そのほとんどが文字で記載のある障害者福祉のあんないだけでなく、基本的な福祉サービス、例えば先に述べた公共交通機関の割引制度やプール、映画館等の入場料割引制度などを見やすく掲載したカードを作成、配布するなどの対応を強く求めたいと思います。

そもそも「障害者福祉のあんない」という冊子の存在を知らないという方も少なくありません。「障害者福祉のあんない」の案内が必要ではという市民の方の声もいただいております。

当事者の方がどのような状況、心情で行政窓口を訪れているのか、少し想像するだけでも、窓口での対応がいかに難しく、限界があることも理解できると思います。

障害者並びにその家族は、社会的弱者であるだけでなく、情報弱者でもあります。手帳交付後も、よりしっかりとアウトリーチを効かせた情報伝達が必要です。先ほど約10万人、本市人口の約10%が当事者であると言いましたが、人間、誰しも年をとれば耳も遠くなり、記憶も曖昧になり、足腰も弱ります。その意味においては、100%全ての市民が当事者であります。当局におかれましては、その当事者意識をよりしっかりと持って、障害者福祉行政に取り組んでいただきたく、強く要望いたします。

それでは、続きまして市立病院についてお伺いいたします。

まず初めに、海浜病院における先天性心臓血管外科診療の再開に向けた取組状況について、基本的な確認の意味も含めてお伺いいたします。

非常に高度な医療である先天性心臓血管外科を市民病院である市立海浜病院が担うことの必要性について、市民病院の役割とあわせて見解をお示してください。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしており、公、民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図ること、また、公立病院が安定した経営のもとで、僻地医療、

不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくものとされております。

先天性心疾患は、100人に1人の割合で発症し、学会推計によれば、県内で手術が必要な先天性心疾患患者は年間470人前後で、そのうち190人前後が県内、残りの280人前後が県外で手術を受けております。

こうしたことから、海浜病院では、周産期・小児医療の強みを生かし、新生児から成人までの先天性心疾患を中心とした心臓血管外科診療に取り組むことが必要であると考えております。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。それでは、再開の時期についてお伺いいたします。なぜ今なのか。その明確な理由はあるのか、本市の見解をお示してください。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 平成27年7月から心臓血管外科手術を行っていませんが、29年6月の第三者検証委員会報告書では、今後再開に当たって一番に考えるべきことは、地域の医療計画における心臓血管外科の必要性と推測されると指摘がされており、これを踏まえ、周辺医療機関との差別化や役割分担について検討を進め、関係医療機関との調整を行ってまいりました。

この中で、県内の先天性心疾患診療の提供が不足しており、年間280人前後が県外で手術を受けていると推計されること、また、依然として医師不足の厳しい環境が続く中で、専門医として心臓血管外科医2名、循環器内科医1名、小児科医2名を確保できる見通しが立ったことなどから、再開に向けて慎重に準備を進めることとしたものでございます。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。先天性心臓血管外科診療の再開に対しては、市民だけでなく、多くの医療関係者からも疑念の声が上がっております。このような高度な専門的医療については、千葉大学医学部附属病院、千葉県こども病院といった専門的医療を提供している病院に任せるべきなのではないかといった自治体市民病院が担うべき役割、住民サービスとしての疑念、さらには、地域医療圏における役割分担の観点からも、また、新病院の構想を立案しているこのタイミングでなぜ再開するのかという声も。これらの疑念は日を追うごとに強くなってきています。もちろん、医療に絶対や100%はありません。しかしながら、万が一にも万が一のことがあれば、現在進めている新病院の計画にも大きな影響を与えることとなります。

再開に当たっては、結論ありき、つまり、令和2年度の再開ありきではなく、万全にも万全の体制が整い、その上で地域住民の理解が得られることを前提に進めていただくように強く求めます。

次に、新病院についてお伺いいたします。

新病院建設に当たり、海浜、青葉、両市立病院の機能集約の必要性は、病院事業あり方検討委員会の答申においても明確に示されています。医療人材の確保、機器等の効率的な活用の観点、また、災害拠点病院としての機能や一定規模の確保の観点から、本市の見解をお示ください。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 病院事業のあり方検討委員会の答申にあるとおり、医療機能の

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

集約は、人材の確保や効率的な人材の活用の面で効率的、安定的な運営が見込まれるなどのメリットがあり、医療圏全体で連携、役割分担し、各医療機関が各自の役割において、その機能を高めるような方向に向かうことも必要と認識しております。

また、市立病院は、災害拠点病院としての機能も求められ、ライフラインの途絶時のバックアップ体制の確保、水や医薬品等の備蓄、傷病者の収容スペースを確保するなど、災害発生時に速やかに診療機能を復帰、維持し、患者の安全の確保に努めるとともに、多数の傷病者の受け入れに対応できる体制を整備することが求められます。

今後、新病院の基本計画など、具体的な検討を進めていくに当たっては、市内医療機関との適切な連携、役割分担を踏まえながら、医療人材の確保、機器等の効率的な活用、災害拠点病院として求められる機能など、さまざまな視点を考慮しながら、適切な施設規模や機能について検討してまいります。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。それでは、さらにお伺いいたします。

そもそも市民病院としての自治体病院の役割について、2次医療機関としての機能、政策的医療の担い手、住民サービスの観点から、本市の見解をお示してください。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 2つの市立病院は、本市の中核的な医療機関として、診療所や他の医療機関と連携して入院診療や高度な専門診療を行うとともに、救急、小児・周産期、災害、精神、感染症などの政策的医療を担うなど、重要な役割を担っております。

このため、市立病院は、地域の医療機関等と連携、役割分担をしながら、市民に必要な医療を切れ目なく提供していくことが住民サービスの観点から必要と認識しております。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。市民に必要な医療を地域の医療機関と連携し、役割分担することで切れ目ない医療を提供すること、災害拠点病院として求められる適切な施設規模、機能を有していること、それが市民病院としての自治体病院に求められている姿であり、新病院に期待している市民の願いでもあることをいま一度深く認識の上で、計画を進めていただくよう強く求めます。

次に、病院経営についてお伺いいたします。

経営の健全化、効率化は、経営形態のいかんにかかわらず、病院経営においても最重要課題の一つであり、このことは、病院事業のあり方検討委員会の答申に明確に示されています。本市として、慢性的な赤字体質となっている現状について、どのように考えているのか、その見解をお示してください。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 平成23年度に地方公営企業法全部適用に変更したことにより、市長から病院事業管理者に人事や予算に関する権限が付与され、医師や看護師、医療技術職などの柔軟な採用活動や設備投資を行い、医業収益の拡大と医療の質の向上を図ってまいりました。

しかし、医療スタッフの充実などにより医療の質の向上が図られたものの、人的投資、設備投資に応じた医業収益を確保することができず、多額の累積欠損金を抱えることになったものと認識しております。

現在、第4期病院改革プランに基づき経営改善に向けた取り組みを進めており、各病院の現場では、経営改善支援業務の受託事業者の助言を得ながら、病院職員みずからが課題の抽出や解決に向けた取り組みを進めております。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。慢性的な赤字体質からの脱却のためには、マネジメント改革が必須であることは言うまでもありません。病院局のあり方も含め、組織改革と人材育成が必要であると考えますが、本市の見解をお示しください。

○議長（岩井雅夫君） 病院局次長。

○病院局次長（初芝 勤君） 市長部局等と病院局の間で定期的な人事異動のある一般行政職が病院経営の実務を担っており、専門知識を有する職員の育成が難しいことがマネジメント上の課題であると認識しております。

このため、中長期的な視点に立ち、民間病院等での職務経験があり、一定の専門的なスキルを有する者を対象として、平成29年度から病院局の事務職員採用試験を実施するなど、将来的に院長等の経営幹部の支援や経営戦略等の策定、経営分析等を行う経営人材の確保、育成に取り組んでおります。

今後も、引き続き経営人材の確保、育成に取り組むとともに、これらを踏まえた組織のあり方についても検討を重ねてまいります。

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員。

○7番（岩井美春君） 御答弁ありがとうございます。日本全国の自治体病院の多くが赤字経営であると言われております。その理由はさまざまありますが、収益性の低い政策的医療を住民サービスとして担っているためというのが最も多い理由とされています。もちろん、そのことは一つの事実ではありますが、そのことをもって自治体病院が赤字でよいということにはなりません。赤字を前提に計画を立てることと、最大限経営努力をした上で、結果として赤字になるのでは、天と地との差があります。

病院経営も企業経営と同じ側面があります。診療科目を広げることや高額な医療機器の購入などは、中長期的な視野で判断していかなければならない投資であり、その投資効率を上げていくことが経営でもあります。本市の病院行政においては、新病院の建設を機として、中長期的な経営感覚を持った組織での運営に変換していく必要があると強く感じています。

今後とも、引き続き、経営改革に向けた動きを注視していくことを申し上げ、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 岩井美春議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。8番・小坂さとみ議員。

[8番・小坂さとみ君 登壇、拍手]

○8番（小坂さとみ君） 未来民主ちば、小坂さとみです。

それでは、通告に従い、本日は農福連携について質問をさせていただきます。

近年、福祉分野と農業分野が連携した農福連携の取り組みが各地で盛んになっております。平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランでは、障害者が希望や能力、障害の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の促進が盛り込まれています。また、第4次障害者基本計画が平成30年3月に閣議決定、そして経済財政運営と改革の基本方

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

針2018が平成30年6月に閣議決定されました。それらの中でも、農福連携による障害者等の農業分野における就農、就労の促進が位置づけられて、取り組みが進められています。

今回、農福連携は、厚生労働省と農林水産省が連携をし、力を入れて推し進めておりますが、国のこのような動きを受け、本市の取り組みについて、市民の皆様と情報共有する目的も含めて、質問をさせていただきます。

まず、確認の意味でお伺いします。国の閣議決定において、農福の福とはどのような人を対象にしていますか。

以後、自席にて一問一答で質問をさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 答弁願います。保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 障害者のみならず、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある方など、働きづらさや生きづらさを感じている方々も対象としております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） ありがとうございます。では、今お示しいただいた「福」の方々の、特に障害者の課題はどのようなことがありますか。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 就労先の確保が難しく、一般の方よりも就業率が低いこと、就労継続支援B型事業所での工賃が少ないこと、単純な室内作業になりがちで、社会との接点が少ないことなどが課題として挙げられております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） はい、ありがとうございます。今回の連携は、農という仕事に限定されているようです。さまざまな仕事がある中で、なぜ国は農に焦点を当てているのか、教えてください。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 昨年6月に取りまとめられた国の農福連携等推進ビジョンによれば、農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて農業経営の発展とともに障害者の生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みであるとしています。

障害者の方々が年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや障害者の方々の生活の質の向上などが期待されることから、農に焦点を当てていると考えられます。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） 確かに、農林業センサスの農業構造動態調査によれば、2018年時点の農業就業人口は、2010年の3分の2程度まで減少し、その平均年齢も60代後半と高齢化が進んでいます。また、平成28年度3月に農林水産省から出されている「農福連携の推進～現状と課題～（厚生労働省の調べ）」によりますと、障害者総数約788万人の中、18歳から64歳の在宅者数は324万人。そして、32万人ほどが障害者福祉サービスで、就労または就労訓練中であることから、就業先の一つとして農業をマッチングできないかとの検討と取り組みが模索されています。

そこでお伺いします。

国は、農福連携等促進ビジョンにおいて、どのような期間でどれだけの取り組み主体を創出する目標を立てていますか。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 令和6年度までの5年間で、農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出するという目標を立てています。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） それでは、農業と福祉を連携させることで、国はどのような期待をされていますか。お伺いします。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 農福連携等推進ビジョンにおいて、農福連携を持続的に実施するには、取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要であるとしていることから、国は、農福連携の個々の取り組みが地域の農業、さらには、日本の農業、国土を支える力になっていくことを期待していると考えられます。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） はい、ありがとうございます。農福連携は、地域において農業と福祉の双方がWin-Winの関係を構築する取り組みであり、これを全国的に広く展開し、各地において農福連携が当たり前のものとして定着し、それにより、日本の農業、国土を支える力になっていくことが狙いであるということが理解できました。

先日、私自身、農福連携に積極的に取り組みをされ成果を出している高松と徳島にある福祉施設を視察に行っていました。

こちらの写真は、地元JAに各農家さんから集まるネギの洗浄、選別、箱詰めの流れ作業の様子です。一般就労者がやった方が効率的な作業と障害者の方々でも十分にできる作業を流れの中で分担しています。

次の写真は、福祉事業者さんみずからが経営する農業事業で、シイタケ栽培をしている様子です。シイタケの菌床を地元農家さんから無償で譲り受けたものを利用して、シイタケ栽培をしています。地元農家さんにとって、収益がとれて廃棄する菌床ですが、実はまだ、その床を利用することができるを見た福祉事業者さんは、農家さんから無償でそれらを譲り受けてシイタケ栽培をしています。

農家さんにとっては、既にその菌床から利益がとれており、捨てるものであり、その捨てる手間が省けます。福祉事業者さんにとって、コストを抑えて収入確保することができています。それぞれの取り組みは、互いを生かす工夫をし、そしてWin-Winの形で成果を出しています。

そこでお伺いします。

本市は、国の閣議決定を受けて、農福連携においてどのような取り組みをされていますか。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 本市が運営に参画し、障害者就労施設等の授産製品の販路拡大などに取り組んでいる千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、企業、農家と障害者就労施設とのマッチングや障害者就労施設への農業技術の指導などを行っております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） はい、ありがとうございます。では、本市のその取り組みにおいて、現在、どのような成果が出ていますか。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

○**経済農政局長（加瀬秀行君）** 現在、農業者の大部分を占める家族経営の農家では、効率的な作業の進め方や障害者の方との接し方などの知識が不十分なことから、必要な連携が進んでいるとは必ずしも言えない状況であります。

一方で、障害者就労施設などにおいてつくられた農作物や農産加工品等を販売するちば農福連携マルシェへの参加者は増加しており、農福連携の取り組みに一定の成果は出ているものと認識しております。

○**議長（岩井雅夫君）** 小坂さとみ議員。

○**8番（小坂さとみ君）** ありがとうございます。農水省から出されている平成30年度農福連携の効果と課題に関する調査結果によりますと、以下の回答があります。

まず、農業者向けのアンケートですが、一つ、障害者を受け入れることによる効果について、回答者数109に対し、83人が人材として貴重な戦力となった、62人が農作業の労働力確保によって営業等の時間がふえた、46人が作業の見直しによる効率が向上したと答えています。

二つ目に、5年前と比較した年間売り上げ額について、回答者数120に対し、94人が上がった、5人が下がった、21人が変わらないでした。

次に、福祉向けアンケートです。一つに、身体面、健康面の効果、回答者数573において、453人が体力がついた、265人が体調を崩しにくくなったと答えています。

次のプロジェクターをごらんください。

二つ目に、精神面、情緒面の効果、回答者数606においては、378人が表情が明るくなった、370人が感情面が落ち着いている、344人が意欲が向上したと答えています。

三つ目に、過去5年の工賃の増減、回答者数696において、513人がふえてきている、112人が変わらない、58人が減ってきていると答えています。

以上のアンケートによっても、農福連携の取り組みは、農業、福祉の双方にとってよい結果が得られています。

さて、本市の農業または福祉における現状を確認いたします。

まず、本市の農業者における販売農家数の推移を教えてください。

○**議長（岩井雅夫君）** 経済農政局長。

○**経済農政局長（加瀬秀行君）** 5年ごとに調査が行われる農林業センサスによりますと、本市の販売農家数は、平成17年には1,859戸だったものが、平成22年には1,546戸で313戸の減、27年には、1,090戸で456戸の減となっております。

○**議長（岩井雅夫君）** 小坂さとみ議員。

○**8番（小坂さとみ君）** はい、ありがとうございます。今お伺いしますと、何と平成17年から10年で約800戸の販売農家が減少していることがわかりました。次に出される令和2年の調査報告では、平成17年から半以下となる結果となるのではと不安がよぎります。

では、お伺いします。

販売農家数の減少理由を教えてください。

○**議長（岩井雅夫君）** 経済農政局長。

○**経済農政局長（加瀬秀行君）** 昨年実施した農業者向けアンケートによると、市内農家の約86%を占める小規模販売農家では、高齢化や農業所得の減少が進んでいることに加え、後継者がいない、もしくは後継者はいるものの、農業を継ぐかわからないとの回答が多く、このことが農家数の減少の大きな理由と推察しております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） ありがとうございます。離農される理由は、高齢化、後継者不足、そして農業所得の減少が主な理由であることがわかりました。

さて、経済農政局では、新規就農者支援を行っておられます。2年間の農業研修を受けて、晴れて農家として旅立つための支援をされておられますが、その支援による新規就農者の増加推移を教えてください。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 過去3年の新規就農者数は、平成28年度が、個人11人、法人2社、29年度が、個人8人、法人7社、昨年度が、個人12人、法人10社となっております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） ありがとうございます。新規就農者がふえる一方で、残念ながら道半ばでやめていかれる就農者がおられると聞いています。やめていかれる新規就農者の推移とその理由を教えてください。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 新規就農希望者研修を修了した方のうち、平成25年度には、2人が身内の介護や経営不振のため、平成27年度には、1人が経営不振のため、平成29年度には、2人が体調不良、意欲低下のため、昨年度には、1人が身内の介護のため、今年度には、1人が体調不良のため離農されました。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） ありがとうございます。今の御答弁を伺い、私の概算計算ですが、既存農家が5年間で約400件減少することに対し、新規農家の増加は、やめる方を考慮し、約60件であります。今の施策のままでは、農家件数減少に歯どめかけられていない状況だとわかりました。なお、新規農家さんが残念ながら離農する理由の一つに、経営不振のためという回答がありましたが、ここでも、農業を継続するためには所得確保は不可欠であると言えます。

そこで、農福連携における農業者所得への効果について、農福連携等推進ビジョンによりますと、農福連携に取り組むことで農業生産による売り上げを何と6倍にふやした事例もあると報告されています。その理由は、誰もが作業を担えるような器具を開発する、作業指示がわかりやすいように明確化する等の工夫を行い、生産工程の効率化を図りながら生産拡大することにより、障害者の雇用数に比例し売り上げが増加したそうです。

私が視察に伺った徳島の農家さんも、地域の農業を継続するために、障害者の方々は、なくてはならない存在だとおっしゃっておられました。ぜひ、本市も、農家減少に歯どめをかける新たな施策の視点においても、農福連携の取り組みを前向きに御検討いただけますよう、お願いいたします。

次に、福祉の視点からお伺いします。

先ほど、御答弁いただきました福の方の課題の一つは、工賃が少ないでした。

そこでお伺いします。

本市において、就労継続支援B型事業所の月額平均工賃を教えてください。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 直近の平成30年度においては、1万1,628円となっております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） ありがとうございます。厚生労働省から出されている平成30年度工賃の実績によりますと、就労継続支援B型事業所の全国月額平均工賃は、1万6,118円と報告されています。千葉県は1万5,013円であり、全国平均を下回っています。

先ほど御答弁いただきました本市の平均工賃は、1万1,628円でしたので、さらに全国平均を下回っていることがわかりました。私が視察に伺いました徳島県の平均工賃は、2万2,235円です。

ここで注目したいことは、徳島県で視察に伺った農福連携に取り組んでおられる施設の平均工賃は、2万6,000円を実現し、徳島県の平均工賃より約3,700円上回っております。つまり、利用者さんの作業に農業を取り入れることで、平均工賃がアップすることがわかります。しかも、この工賃は年々上昇する傾向にあるとのこと。その理由は、利用者さんの手がなれることで作業がスピードアップする、また、新しい作業にどんどんチャレンジし、仕事を習得していくことで技術が高まるというものです。

このように、農福連携の取り組みには、福祉の視点でも、工賃向上において効果があることがわかります。

そこでお伺いします。

先ほど、経済農政局長に御答弁いただきましたとおり、国は、令和6年度までの5年間で3,000の農福連携に取り組む主体の創出目標を立てていますが、本市は、これを受けてどのような目標を立てられますか。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 国は、農福連携に取り組む主体を新たに創出していくためには、取り組み自体が知られていない。また、どのように始めればよいのかわからないので踏み出しにくい。さらに、社会全体に広がっていかないという、3つの課題に対応していくことが必要としております。

本市としては、目標を立てる前に、まずは、こうした課題などを含め、本市の現状を把握していく必要があるものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） ありがとうございます。ぜひ、現場をよく把握していただき、現場の実情に則した施策につなげていただけますよう、お願いいたします。

さて、先ほど御答弁いただきましたとおり、農福連携はまだ十分に知られておらず、よって、社会全体に広がっていかないという課題がございます。取り組みを促進するためには、認知を広め、また、取り組みやすい環境づくりをすることが不可欠です。

そこでお伺いします。

本市では、農福連携を推進するための制度を農業者、福祉事業者にどのように周知されていますか。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 千葉県障害者就労事業振興センターから新設の障害者就労施設に対して、農福連携に関する取り組みの紹介や参加申し込みの案内等を行っております。

また、地域農業の発展のため、農業技術者等により組織されたNPO法人ちば農業支援ネットワークを通じて、同ネットワークの会員である農業者に、農福連携に関する取り組みを紹介

するほか、JA関係者に障害者就労施設の施設外就労の取組事例などを紹介しております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） はい、ありがとうございます。農福連携の効果と課題に関する調査結果によりますと、農業者が障害者へ作業委託を始めたきっかけは、行政からの紹介と福祉事業者等からの紹介が70%となっております。知るきっかけ、つながる道筋づくりは、行政の大きな役割であることがわかります。

そこでお伺いします。

本市で農福連携を活用するためのサポートをするために、相談窓口などどのような体制になっていますか。

○議長（岩井雅夫君） 保健福祉局次長。

○保健福祉局次長（山口淳一君） 千葉県障害者就労事業振興センターがNPO法人ちば農業支援ネットワークの御協力により、農業技術専門家の派遣や農業技術相談を行うほか、障害者就労施設の共同受注窓口として農業経営体からの作業の受託を行うなど、農福連携による障害者の就農促進をサポートする体制となっております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） では、本市はそのサポートを通して、今後、農福連携を促進していくために課題と考えているものは何とお考えでしょうか。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 農福連携の取り組みを促進していくに当たり、家族経営農家の場合、経営面で十分な余裕がないことに加え、障害者を受け入れる際の設備や障害特性に応じた作業の分担、障害者との接し方といった障害者を雇用するために必要な環境や知識が不十分であることなどが課題として挙げられます。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） ありがとうございます。農福連携の効果と課題に関する調査結果によりまして、農福連携スタート時の助成は不可欠であるという答えが多いです。

そこで、農林水産省は、平成27年度から農福連携に取り組もうとする方を対象として補助事業を設けています。例えば、農福連携整備事業では、障害者や生活困窮者を受け入れるための休憩所、作業場、更衣室、衛生設備、安全設備の整備費用を2分の1助成しています。

次に、農福連携支援事業では、農業経営体における研修並びに分業体制の構築、作業手順のマニュアル作成費用などの一部を助成しています。

さらに、農福連携人材育成支援事業では、障害者の職場定着を支援するジョブコーチの育成及び派遣の取り組みや障害者就労施設と農業者のマッチングを支援するコーディネーターの育成への取り組みに上限400万円の助成をしています。

本市が農福連携を促進する際に、スタートアップのための周知とマッチングに加え、もう一つ大きな役割は、このような助成制度をうまく活用して取り組みを進めるということだと思います。国は、農福連携の促進をこのように後押ししてくれています。ぜひ、本市での活用を広げていただけますようお願いいたします。

次に、このたびJAS法の改正を受けて、生産、加工の工程に携わる人の内容により、新しいJAS、つまり新しい日本農林規格が制定されました。

そこで、農林水産省は、このJASの一つとして、障害者が農作業などに携わったことを証

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

明する新たなJAS規格として、ノウフクJASを設けました。

そこでお伺いします。

本市は、ノウフクJASについて、どのような御理解や御認識をお持ちでしょうか。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） JAS、日本農林規格とは、農林水産大臣が定める国家規格で、国内市場に出回る食品、農林水産品の品質や仕様を一定の範囲、水準にそろえるための基準として高い影響力と信頼性を備え、広く社会に浸透しております。このうち、ノウフクJASとは、障害者が生産工程に携わった食品についてのJASのことであり、生産方法及び表示の基準を規格化することにより信頼性が高まり、人や社会、環境に配慮した消費行動を望む購買層に訴求することなどの効果が期待できるものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） さて、経済農政局では、食のブランド化推進事業に取り組まれておられます。ウェブで、千葉市野菜のブランド化を検索すると、このように土気伝統野菜からし菜と紹介されています。

確認のために、お伺いします。

経済農政局が推進されている食のブランド化推進事業とは、どのような取り組みであり、どのような成果を想定されていますか。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） これまで、本市の農産品、加工品には、明確なブランドイメージが不足していたことから、市外、首都圏に向けた販路拡大や観光資源化につながっていませんでした。そこで、食のブランド化推進事業では、市内の事業者、生産者とともに、市内外に向けて市民が誇れる本市の食のブランドを確立し、市内農業や食品関連産業の競争力強化を図っていくこととしております。

来年度は、食のブランド認定制度を立ち上げ、プロモーションなどを通じて市内産品の高付加価値化、販路拡大につなげてまいります。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） 御答弁ありがとうございます。今、消費者の購買目線は、社会貢献、安心・安全、地域性、手づくりなど、付加価値のある商品を求める傾向にあります。つまり、モノではなく、つくり方や取り組み方に価値を見出しています。例えば、本市の食のブランド化構築をこのような視点で考えられないでしょうか。

佐倉市に、一般社団法人野菜がつくる未来のカタチちばベジがあります。当団体は、フードロスをなくすことを目的とし、規格外の農産物を流通させることや昨年台風などで被害に遭って流通不可となった野菜の販売支援をしています。本市も、ペリエ千葉店内チバコトラボの中で、チバベジの出店を後援しています。

そこで、例えば、ちばベジが支援する農産物を生かした手づくり総菜や加工品をつくり、それらをノウフクJAS認定を受けて販売すれば、地域と密着するつくり方、取り組み方が価値となると考えられます。つまり、本市の位置づける食のブランドと合致するのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

ノウフクJASは、本市の食のブランド化推進に社会性と信頼性を高めることができるツ-

ルになると考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（岩井雅夫君） 経済農政局長。

○経済農政局長（加瀬秀行君） 本市の食のブランド化推進事業における食のブランド認定制度では、地域性、独自性、信頼性、地域の貢献度などのほかに、持続可能性を重視した審査を行うこととしております。一方、ノウフクJASとして認証された食品は、広く社会で信頼性を持つこととなり、障害者の自立や賃金向上など、持続可能な共生社会の実現にも寄与するものと考えております。

このように、持続可能性というコンセプトは共通していることから、ノウフクJASが本市の食のブランド化推進を進める上で一つのツールとなる可能性はあるものと考えております。

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員。

○8番（小坂さとみ君） ありがとうございます。本市の食のブランド化推進においては、地域とよく連携し、独自性、信頼性の高いものが生み出され、持続可能な共生社会へと導かれていくものになることを期待いたします。

さて、浜松市は、平成17年からユニバーサル農業と題して農福連携に取り組んでおられます。農業と福祉の連携から、地元企業や医療に連携が広がり、その成果は、持続可能な共生社会のまちづくりにつながっています。そのユニバーサル農業の取り組みで生まれている成果を御紹介いたします。

一つに、実際に、農福連携に取り組んでみると、思った以上の効果を出し、むしろ障害者の使命感や責任感はずばらしい。

次に、障害者が一人農園にやってくると、農園の中に新しい変化が起こり、新しいものが一つ誕生する。この構造は、既存の農業を変革し、新しいビジネスの誕生となっている。

最後に、農作業を効率化する機械の製作依頼を受けている機械製作会社のコメントです。今まで、機械はスピードを重視するものでした。しかし、それとは逆の発想に触れることで、自社自身のイノベーションに役立っている。また、人に合わせてゆっくり動く機械づくりを依頼されたことで、人を減らすためではなく人を生かす機械づくりという視点に大切なことを学んだ。

以上、ここで、コメントされているとおり、農福連携は、共生社会の実現のみならず、実は、新しいイノベーションを生み、町の経済を潤す機会になるかもしれません。

かつて、障害者雇用には不安などのネガティブな受けとめ方がありました。障害者や福祉が産業の中で負担となるのではなく、プラスとなるまちづくりのデザインをしていくことが私たちの住む地域、社会を反映し、持続可能にするためにとても大切な取り組みだと確信します。

最後に、地域の農家さん、福祉事業者さんに農福連携についてヒアリングいたしました。

農家さんのコメントです。農福連携の言葉は聞いたことがない、または、最近聞くようになったが、どのように取り組んでよいかわからない。

福祉事業者さんのコメントです。農業の仕事は工賃向上になるので、ぜひやらせてもらいたいが、農家さんにつながる方法がわからない。

最後に、農福連携の取り組みをするに当たり、障害者の種別や特性に合わせた仕事環境への配慮が必要である。例えば農作業環境です。農地の近くに衛生場や作業場がある環境が必要になることが想定されます。農地周辺は建築物の規制があるため、規制の見直しへの取り組みも必要ではとのことでした。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和2年第1回定例会会議録第4号（3月9日）

ぜひ、現場の声に耳を傾け、本市において農福連携の取り組みを加速していただけますよう心よりお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩井雅夫君） 小坂さとみ議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午後1時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 49 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉県議会議長 岩 井 雅 夫

千葉県議会議員 岡 田 慎

千葉県議会議員 安 喰 初 美